

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年5月22日

【計算期間】 第62期（自 2025年8月26日 至 2026年2月24日）

【ファンド名】 ブラックロック・ゴールド・メタル・オープンAコース
ブラックロック・ゴールド・メタル・オープンBコース

【発行者名】 ブラックロック・ジャパン株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 橋本 幸子

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目8番3号

【事務連絡者氏名】 坂井 瑛美

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目8番3号

【電話番号】 03-6703-4100

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

（注）本書において文中および表中の数字は四捨五入された数値として表示されている場合があり、従って合計として表示された数字はかかる数値の総和と必ずしも一致するとは限りません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ブラックロック・ゴールド・メタル・オープンAコース、ブラックロック・ゴールド・メタル・オープンBコース（以下、両ファンドを総称して「当ファンド」または「各ファンド」という場合があります。また、各々、「ブラックロック・ゴールド・メタル・オープンAコース」を「ブラックロックゴールドメタルAコース」または「Aコース」、「ブラックロック・ゴールド・メタル・オープンBコース」を「ブラックロックゴールドメタルBコース」または「Bコース」という場合があります。）は、信託財産の成長を図ることを目標として積極的な運用を行います。

当ファンドは、追加型証券投資信託であり、追加型投信/海外/株式に属しています。下記は、一般社団法人資産運用業協会の「商品分類に関する指針」に基づき当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

<商品分類表>

| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産（収益の源泉） |
|----------------|----------------|---------------------------------------|
| 単位型投信 追加型投信 | 国内 海外 内外 | 株式 債券 不動産投信 その他資産（ ） 資産複合 |

<属性区分表>

| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替ヘッジ |
|---|---|--|---------------------------------------|---|
| 株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 その他資産 (投資信託証券(株式)) 資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型 | 年1回 年2回 年4回 年6回(隔月) 年12回(毎月) 日々 その他 | グローバル (日本を含む) 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東(中東) エマージング | ファミリー ファンド ファンド・ オブ・ファンズ | < Aコース > あり (フルヘッジ) < Bコース > なし |

<各分類および区分の定義>

・商品分類

| | | |
|----------------|-------|--|
| 単位型投信・追加型投信の区分 | 追加型投信 | 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。 |
| 投資対象地域による区分 | 海外 | 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。 |
| 投資対象資産による区分 | 株式 | 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。 |

・属性区分

| | | |
|---------------|----------------------------|---|
| 投資対象資産による属性区分 | その他資産（投資信託証券（株式）） | 目論見書又は投資信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいう。ただし、当ファンドは、投資信託証券（親投資信託）を通じて主として株式に投資する。 |
| 決算頻度による属性区分 | 年2回 | 目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。 |
| 投資対象地域による属性区分 | グローバル（日本を含む） | 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。 |
| 投資形態による属性区分 | ファミリーファンド | 目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。 |
| 為替ヘッジによる属性区分 | < Aコース > 為替ヘッジあり（フルヘッジ） | 目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。なお、「為替ヘッジ」とは、対円での為替リスクに対するヘッジの有無をいう。 |
| | < Bコース > 為替ヘッジなし | 目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。なお、「為替ヘッジ」とは、対円での為替リスクに対するヘッジの有無をいう。 |

上記は、一般社団法人資産運用業協会の定義を基に委託会社が作成したものを含みます。なお、上記以外の商品分類・属性区分の定義については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（www.imaj.or.jp/）をご参照ください。

信託金の限度額は、「Aコース」、「Bコース」合わせて1兆円です。ただし、受託会社と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

ファンドの特色

<当ファンドおよびゴールド・メタル・オープン・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の特色>

- a. 南アフリカ、オーストラリア、カナダ、アメリカ等の金鉱企業^{*1}の株式（以下「金鉱株」といいます。）を中心に鉱業株式^{*2}を主要投資対象として積極的な運用を行います。各企業の金埋蔵量、産金コスト等を推計・分析し、割安と考えられる銘柄に厳選投資します。

*1 金鉱企業とは、主に金の採掘や精錬などを行う企業をいいます。

*2 鉱業株式とは、貴金属、一般非鉄金属の採掘や精錬などを行う企業の株式をいいます。

金等の価格に連動する運用成果を目指す投資信託証券に投資する場合があります。

b. スwitching可能な2本のファンドで構成され、各ファンドの概要は以下の通りです。

「Aコース（為替ヘッジ付）」

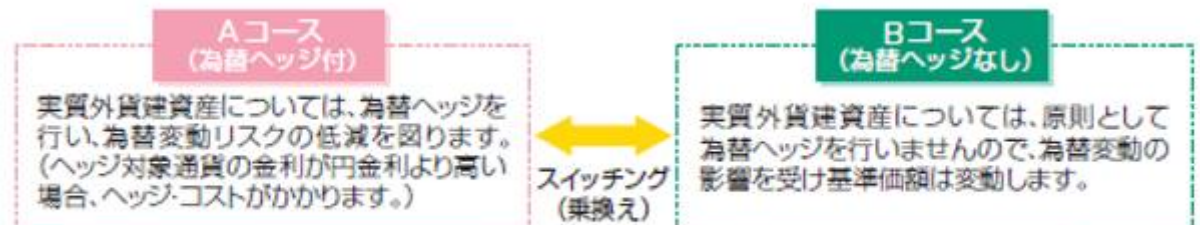
マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、信託財産の成長を図ることを目標として積極的な運用を行います。

実質外貨建資産については為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図る事を基本とします。

「Bコース（為替ヘッジなし）」

マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、信託財産の成長を図ることを目標として積極的な運用を行います。

実質外貨建資産については原則として為替ヘッジを行いません。



[AコースとBコース間で無手数料でスイッチング(乗換え)が可能です。ただし、換金時にかかる税金が差し引かれます。]

c. 信託財産の成長を図ることを目標として、積極的な運用をファミリーファンド方式^{*}により行うことを基本方針とします。



* ファミリーファンド方式とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資者から投資された資金をまとめてベビーファンド（「Aコース」「Bコース」）とし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して実質的な運用を行う仕組みです。なお、信託約款上では「マザーファンド」は「親投資信託」という表現で定義されています。

d. 「Aコース」、「Bコース」および「マザーファンド」の株式等（短期金融商品を含みます。）にかかる運用の指図に関する権限を、ブラックロック・グループの英国拠点であるブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッド（投資顧問会社）に委託します。

<投資哲学>

「市場は非効率な面があるため、アクティブ運用により業界平均を上回る運用成果をあげることが可能である。」、「ファンダメンタルズ分析に基づく調査は、市場の非効率性を見出し、付加価値を付けることが可能である。」との投資哲学に基づき運用しております。

金・プラチナ・パラジウム等の貴金属や銅、アルミ、ニッケル、錫、亜鉛、鉛等の一般非鉄金属（ベースメタル）の採掘・精練等を行う企業の株式を指して鉱山株といいます。中でも金の採掘・精練等を行う企業の株式を金鉱株といいます。

これら産業分野を指して、鉱業・鉱山等を意味する英語であるマイニング（mining）ということがあります。

当ファンドはベンチマーク^{*1}を設定していませんが、ファンドの投資対象の値動きの傾向等を説明する目的で、FTSE金鉱業株インデックス^{*2}を参考指標として値動き、リターン等を引用することがあります。当該インデックスはドル建てで表示されますが、ファンドは円建てです。また、ファンドは当該インデックスに連動する値動きを目指すものではありません。

*1 ベンチマークとは、ファンドの運用を行うに当たって、運用成果を評価する際に用いる基準指標です。

*2 FTSE金鉱業株インデックスは、FTSEインターナショナルリミテッドにより算出される指数です。FTSE®は、ロンドン証券取引所（London Stock Exchange Plc）及びフィナンシャル・タイムズ社（The Financial Times Limited）の商標であり、ライセンスに基づいてFTSEが使用しています。FTSEの指数（インデックス）は、いずれもFTSEの商標であり、そのあらゆる権利はFTSE及び/又は、その許諾者に帰属します。すべての情報は、参考のために提供されるだけです。FTSEは、FTSEの指数又はその基礎データのいかなる誤りもしくは欠落等に関して一切責任を負うものではありません。

<金鉱株の特徴>

1. 金価格の変動により期待される収益機会

金と金鉱株の価格は同じ方向で動く傾向が見られます。

金鉱企業の収益は金価格が上昇すれば増加し、下落すれば減少する傾向にあります。そのため、金鉱株は長期的に見ると、金価格と似た値動きとなる傾向にあります。

2. 企業の生産活動から生み出される価値への期待

金鉱株は「株式」であるため、生産の効率化など経営努力により企業価値の向上が期待できる点が金とは異なります。また、金鉱株は株式市場の影響も受けるため、値動きは金と異なる局面があります。

<イメージ図>



上記は金鉱株の一般的な値動きの要因を説明したものであり、必ず上記のような因果関係が発生することを保証するものではありません。また上記以外の要因が値動きに影響する場合があります。

3. 分散投資対象としての金鉱株

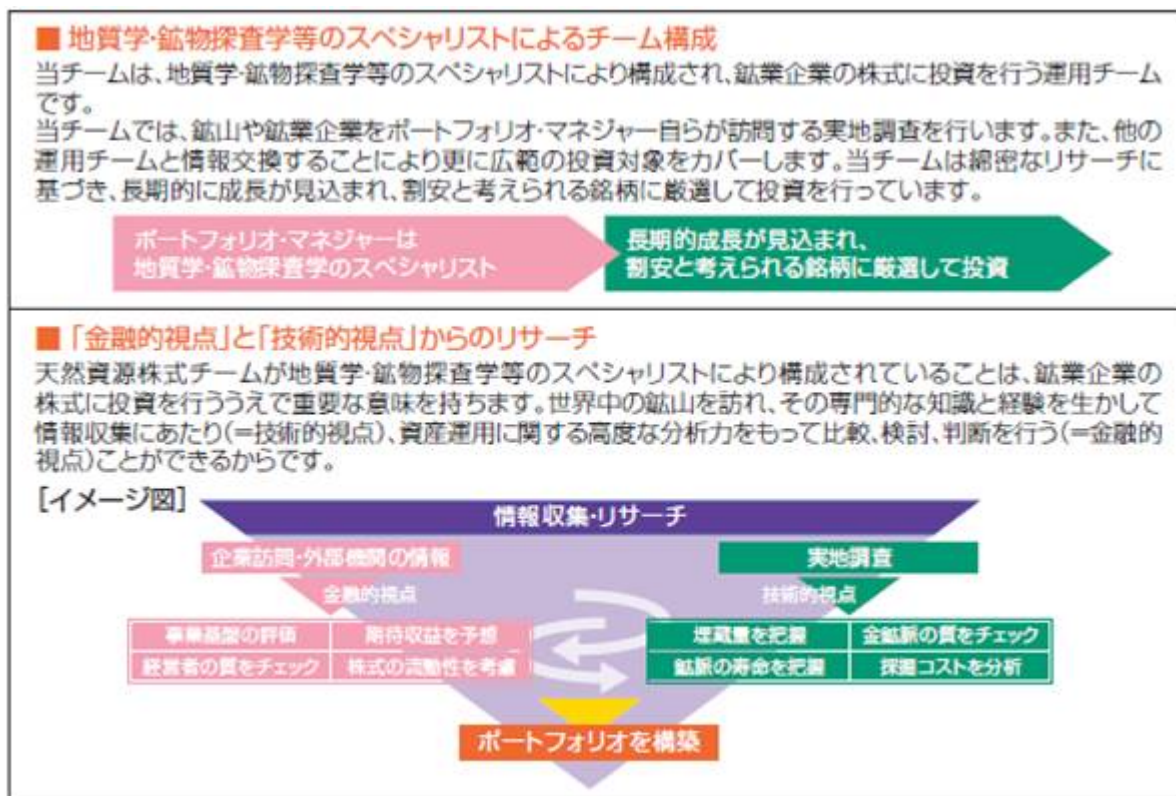
金鉱株は、世界株式や世界債券の値動きと相関関係が低い傾向にあるため、金鉱株を資産の一部に組入れることで分散投資効果が期待されます。

上記は、過去の市場動向・実績に基づくブラックロックの考えであり、個々の投資者の実際の財産状況等を勘案したものではありません。

<運用体制・運用プロセス>

当ファンドは、株式等（短期金融商品を含みます。）にかかる運用指図に関する権限を弊社グループの英国拠点であるブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッドに委託しており、その株式運用部門の天然資源株式チームによって運用されています。

天然資源株式チームの特徴



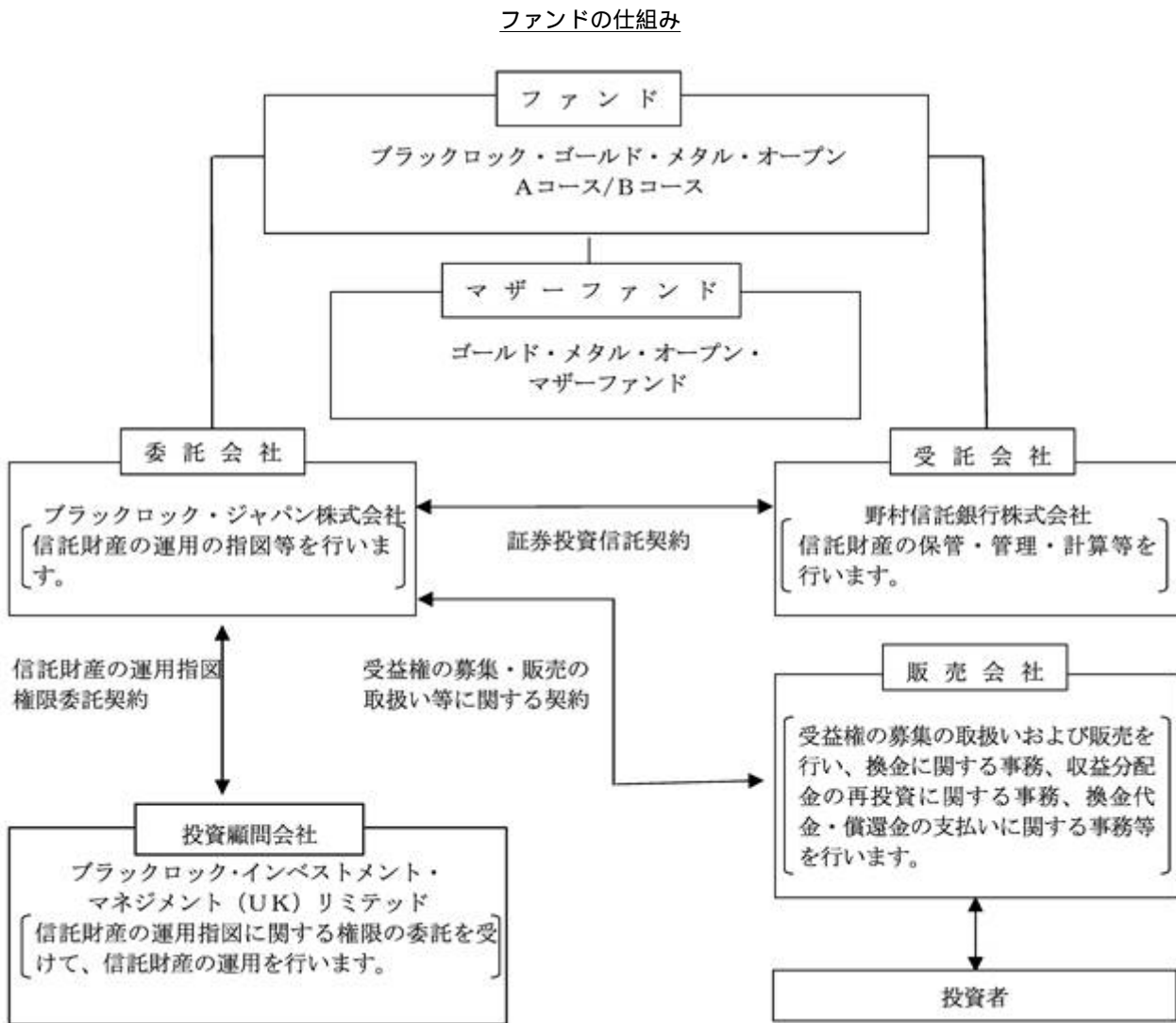
※ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

※ ファンドの運用体制等は、変更となる場合があります。

(2)【ファンドの沿革】

| | |
|------------|--|
| 1995年2月24日 | 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始 |
| 2003年5月17日 | 信託期間(2005年2月23日まで)を無期限に変更 |
| 2005年5月20日 | ファンド名称を変更 旧名称(マーキュリー・ゴールド・メタル・オープン Aコース、マーキュリー・ゴールド・メタル・オープン Bコース、マーキュリー・ゴールド・メタル・オープン・マザーファンド) |
| 2006年10月1日 | ファンド名称を変更 「メリルリンチ・ゴールド・メタル・オープン Aコース」は「ブラックロック・ゴールド・メタル・オープンAコース」へ、「メリルリンチ・ゴールド・メタル・オープン Bコース」は「ブラックロック・ゴールド・メタル・オープンBコース」へ、「メリルリンチ・ゴールド・メタル・オープン・マザーファンド」は「ブラックロック・ゴールド・メタル・オープン・マザーファンド」へ変更 |
| 2007年1月4日 | 投資信託振替制度への移行 |
| 2009年12月2日 | ファンドの委託会社としての業務をブラックロック・ジャパン株式会社からパークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社(新社名:ブラックロック・ジャパン株式会社)に承継 |
| 2017年5月20日 | マザーファンド名称を変更 「ブラックロック・ゴールド・メタル・オープン・マザーファンド」から「ゴールド・メタル・オープン・マザーファンド」に変更 |

(3)【ファンドの仕組み】



< 契約等の概要 >

a. 「証券投資信託契約」

ファンドの設定・運営に関する事項、信託財産の運用・管理に関する事項、委託会社および受託会社の業務に関する事項、投資者に関する事項等について規定しています。

b. 「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」

委託会社が販売会社に委託する受益権の募集販売の取扱い、換金事務、投資者に対する収益分配金および換金代金の支払い、その他これらの業務に付随する業務等について規定しています。

c. 「信託財産の運用指図権限委託契約」

投資顧問会社への運用指図権限の委託ならびに運用の指図に係る業務内容等について規定しています。

< 委託会社の概況 >

2026年2月末現在の委託会社の概況は、以下のとおりです。

a . 資本金 3,120百万円

b . 沿革

| | |
|----------|---|
| 1985年1月 | メリルリンチ投資顧問株式会社 (後のメリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社)設立 1987年3月 証券投資顧問業者として登録 1987年6月 投資一任業務認可を取得 1997年12月 投資信託委託業務免許を取得 |
| 1988年3月 | パークレイズ・デズート・ウェッド投資顧問株式会社 (後のパークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社)設立 1988年6月 証券投資顧問業者として登録 1989年1月 投資一任業務認可を取得 1998年3月 投資信託委託業務免許を取得 |
| 1999年4月 | 野村ブラックロック・アセット・マネジメント株式会社 (後のブラックロック・ジャパン株式会社)設立 1999年6月 証券投資顧問業者として登録 1999年8月 投資一任業務認可を取得 |
| 2006年10月 | メリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社を存続会社として、 ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 新会社商号:「ブラックロック・ジャパン株式会社」 |
| 2009年12月 | パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社を存続会社として、 ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 新会社商号:「ブラックロック・ジャパン株式会社」 |

c . 大株主の状況

| 株主名 | 住所 | 所有 株式数 | 所有比率 |
|-------------------------------|-------------------|-----------|------|
| ブラックロック・ジャパン・ ホールディングス合同会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目8番3号 | 15,000株 | 100% |

2【投資方針】

(1)【投資方針】

（Aコース）

当ファンドは、信託財産の成長を図ることを目標として、積極的な運用を行います。

主としてゴールド・メタル・オープン・マザーファンド受益証券に投資します。実質外貨建資産については、為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。ブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッド（BlackRock Investment Management (UK) Limited）に株式等（短期金融商品を含みます。）にかかる運用の指図に関する権限を委託します。

（Bコース）

当ファンドは、信託財産の成長を図ることを目標として、積極的な運用を行います。

主としてゴールド・メタル・オープン・マザーファンド受益証券に投資します。実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。ブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッド（BlackRock Investment Management (UK) Limited）に株式等（短期金融商品を含みます。）にかかる運用の指図に関する権限を委託します。

委託会社は、自己又は第三者の利益を図るために投資者の利益を害することとなる潜在的なおそれのある取引を行い又は行うことがある場合、投資者の利益を害しないことを確保するため、売買執行管理規程等の社内規程により管理します。

<参考> マザーファンドの運用の基本方針

ゴールド・メタル・オープン・マザーファンド

- 運用の基本方針 -

1.基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目標として積極的な運用を行います。

2.運用方法

(1) 投資対象

南アフリカ、オーストラリア、カナダ、アメリカ等の金鉱企業の株式を中心にその他鉱業株式を主要投資対象とします。また、金鉱、銀鉱等の商品を投資対象とする投資信託証券に投資する場合があります。

(2) 投資態度

- ・ 南アフリカ、オーストラリア、カナダ、アメリカ等の金鉱企業の株式を中心にその他鉱業株式を主要投資対象として積極的な運用を行います。
- ・ 各企業の金埋蔵量、産金コスト等を推計・分析し、割安と考えられる銘柄を厳選投資します。
- ・ ブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッドに株式等（短期金融商品を含みます。）にかかる運用の指図に関する権限を委託します。
- ・ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

(3) 投資制限

- ・ 株式への投資割合には制限を設けません。
- ・ 同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ・ 同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ・ 外貨建資産への投資には、制限を設けません。
- ・ 投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ・ 一般社団法人資産運用業協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ・ 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行います。
- ・ 以下に定める目的により投資する場合を除き、デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）を行いません。
 1. 当投資信託が投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的
 2. 当投資信託の資産または負債に係る価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的
 3. 当投資信託の資産または負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的

(2)【投資対象】

投資対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

- a．有価証券
- b．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限りません。）
- c．金銭債権
- d．約束手形（手形割引市場において売買される手形に限りません。）

投資対象とする有価証券

委託会社は信託金を主としてマザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- a．株券または新株引受権証券
- b．国債証券
- c．地方債証券
- d．特別の法律により法人の発行する債券
- e．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- f．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- g．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- h．協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- i．資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（単位未満優先出資証券を含む。以下同じ。）
- j．コマーシャル・ペーパー
- k．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- l．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- m．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- n．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- o．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- p．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）
- q．預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- r．外国法人が発行する譲渡性預金証券
- s．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）
- t．抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- u．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- v．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、a.の証券または証書、l.ならびにq.の証券または証書のうちa.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、b.からf.までの証券およびl.ならびにq.の証券または証書のうちb.からf.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、m.の証券およびn.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

投資対象とする金融商品

ファンドの設定、換金、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用を指図することができます。

- a. 預金
- b. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- c. コール・ローン
- d. 手形割引市場において売買される手形
- e. 貸付債券信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- f. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

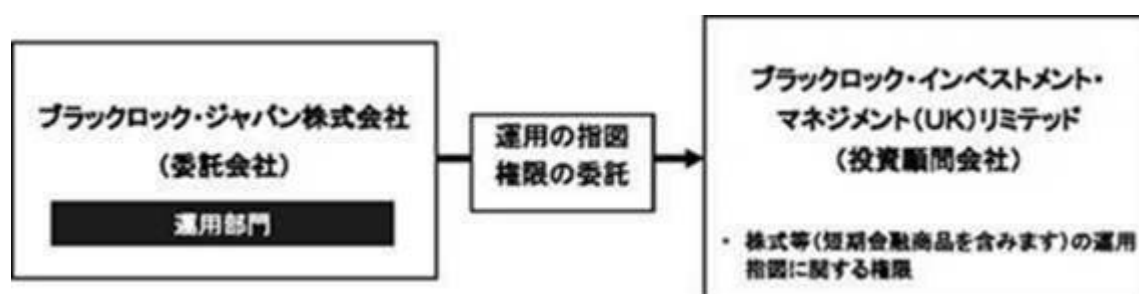
(3)【運用体制】

ファンドの運用・管理の各業務の役割分担を社内規程により定めております。

ファンドの運用については、委託会社の運用部門が統括しています。

社内には内部監査を担当する部門、ファンドのリスク状況等をモニターし関連部署にフィードバックする部門により、本来目的としている運用が行われているか確認する組織、機能が確立しています。また、グループ企業に外部委託している場合においても、日次でポートフォリオ・モニタリングのデータを外部委託先より入手、またリスク管理を担当する部門が定期的に外部委託先の同部門と情報交換し、ファンドの運用状況を把握すると共に、必要な対応を図れる体制を構築しています。

当ファンドは、株式等（短期金融商品を含みます。）にかかる運用指図に関する権限をブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッドに委託しており、その株式運用部門の天然資源株式チーム（約15名程度）によって運用されています。



運用体制は、変更となる場合があります。

ブラックロック・グループ

ブラックロック・グループは、運用資産残高約14.0兆米ドル^{*}（約2,200兆円）を持つ世界最大級の独立系資産運用グループであり、当社はその日本法人です。

当グループは、世界各国の機関投資家および個人投資家のため、株式、債券、キャッシュ・マネジメントおよびオルタナティブ商品といった様々な資産クラスの運用を行っております。また、機関投資家向けに、リスク管理、投資システム・アウトソーシングおよびファイナンシャル・アドバイザー・サービスの提供を行っております。

^{*} 2025年12月末現在。（円換算レートは1米ドル＝156.745円を使用）

(4) 【分配方針】

収益分配方針

年2回の毎決算時（2月23日、8月23日。休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。

a．分配対象額の範囲

分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買損益（評価損益も含まれます。）等の全額とすることができます。

b．分配対象収益についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配金額は10円以上10円単位とします。なお、分配可能額が10円未満の場合は分配を行わず、次期以降に繰越します。

c．留保益の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

基準価額水準、市況動向等によっては分配を行わないことがあります。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益の分配

a．信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理するものとします。

(a) 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬（当該信託報酬に係る消費税に相当する金額および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）を含みます。以下同じ。）を控除した後、その残額を投資者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

(b) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、その残額を投資者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

b．毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越すものとします。

収益分配金の再投資

受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。販売会社は、自動けいぞく投資契約に基づき、投資者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【投資制限】

各ファンドの約款で定める投資制限

a．投資する株式等の範囲

(a) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(b) (a)にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとし、

b．投資する株式への投資比率の制限

株式への実質投資割合^{*}には制限を設けません。

^{*} 「実質投資割合」とは、ファンドの信託財産の純資産総額に対する、ファンドの信託財産に属する各種の資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額のうちファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の割合を意味します。

c．同一銘柄の株式への投資制限

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

d．投資する公社債の範囲

委託会社が投資することを指図する公社債のうち、外貨建公社債（外国通貨表示の公社債（利金および償還金が異なる通貨によって表示され支払われる複数通貨建公社債であって、利金または償還金のいずれかが外国通貨によって表示され支払われるものを含みます。）をいいます。以下同じ。）、外国または外国法人の発行する邦貨建公社債およびわが国またはわが国法人が外国において発行する邦貨建公社債については、金融商品取引所に上場（上場予定を含みます。）されている銘柄およびこれに準ずるものとし、ただし、私募により発行された公社債ならびに社債権者割当または株主割当により取得する公社債については、この限りではありません。

e．同一銘柄の転換社債等への投資制限

同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

f．外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

g．特別な場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由により、特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

h．投資信託証券への投資制限

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

i．信用取引の運用指図

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (b) 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
- イ．信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 - ロ．株式分割により取得する株券
 - ハ．有償増資により取得する株券
 - ニ．売り出しにより取得する株券
 - ホ．信託財産に属する転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得可能な株券
 - ヘ．信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

j．先物取引の運用指図

- (a) 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとし（以下同じ。）、外国有価証券市場における現物オプション取引は公社債に限るものとします。
- イ．先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 - ロ．先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受け取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入住宅ローン債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額の範囲内とします。
- (b) 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引および先物オプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
- イ．先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額と親投資信託の信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
 - ロ．先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

- (c) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、現物オプション取引は預金に限るものとします。
- イ．先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
- ロ．先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入住宅ローン債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

k．スワップ取引の運用指図

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- (b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額と親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、換金等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- (d) 前項において親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産純資産総額に占めるスワップ取引の想定元本の総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (e) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (f) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

l．有価証券の貸付けの指図

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
- イ．株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
- ロ．公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- (b) 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (c) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

m．外国為替予約の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産と親投資信託の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

n．資金の借入れ

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、換金に伴う支払資金の手当て（換金に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (b) 換金に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、投資者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または投資者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの間もしくは投資者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または換金代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- (c) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (d) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

o．デリバティブ取引等に係る投資制限

- (a) 一般社団法人資産運用業協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- (b) 以下に定める目的により投資する場合を除き、デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）を行いません。
- ・当投資信託が投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的
 - ・当投資信託の資産または負債に係る価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的
 - ・当投資信託の資産または負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的

p．信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行います。

投信法等関係法令で定める投資制限

同一の法人の発行する株式

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、次のa．の数がb．の数を超えることとなる場合には、当該株式を投資信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

- a．委託会社が運用の指図を行うすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数
- b．当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組入れられている有価証券の値動きの他、為替変動による影響を受けます。これらの信託財産の運用により生じた損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。したがって、当ファンドは元金および元金からの収益の確保が保証されているものではなく、基準価額の下落により投資者は損失を被り、元金を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。当ファンドにかかる主なリスクは以下の通りです。

基準価額の変動要因

a．鉱山株・金鉱株投資のリスク

当ファンドおよびマザーファンドは、鉱山株のなかでも金鉱株を主要投資対象とします。金鉱株とは鉱山株のなかでも金の採掘・精練等を行う企業の株式であり、金価格を反映して金価格よりもダイナミックに変動する特徴があります。金鉱株の価値の決定要因は所有する金鉱山の埋蔵量、産金コスト、金価格等ですが、産金コストを一定とすると、金価格の値動きが株価に与える影響が大きくなります。また、世界の経済および市場動向または株式の発行会社の経営・財務状況等に応じて組入株式の株価および配当金が増減し、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

b．特定業種への投資のリスク

当ファンドおよびマザーファンドは、貴金属・一般非鉄金属（銅、アルミ、ニッケル、錫、亜鉛、鉛等）の採掘・精練等を行う企業の株式を主要投資対象とします。金鉱企業という特定業種への集中投資を行うため、より広い業種に分散して投資する場合と比較して特定業種の動向の影響を大きく受け、結果として基準価額の値動きが大きくなる可能性があります。

c．為替変動リスク

当ファンドおよびマザーファンドは外貨建資産に投資します。

「Aコース（為替ヘッジ付）」は、為替変動リスクの低減を図ることを目指し、原則として外貨建資産に対して為替ヘッジを行います。為替変動による影響の全てを回避することはできません。またヘッジ対象通貨の金利が円金利より高い場合、ヘッジ・コストがかかります。

「Bコース（為替ヘッジなし）」は、原則として外貨建資産に対して円に対する為替ヘッジは行いません。したがって、為替レートの変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

d．中小型株式投資のリスク

当ファンドおよびマザーファンドは、株式市場平均に比べ株式時価総額の小さな企業の株式にも投資することができます。これらの企業の株式への投資は、株式市場の全体の平均に比べて結果としてより大きな値上がりもしくは値下がりとなる可能性があります。これは比較的規模の小さい企業は大規模の企業に比べ収益の変動が大きくなる傾向があることに加え、株式市場における需給関係の変動の影響を受けやすいためです。

e．カントリー・リスク

当ファンドおよびマザーファンドは、世界各国の株式に投資し、また、エマージング諸国の発行体が発行する株式にも投資します。主として先進国市場に投資する場合と比べてエマージング諸国への投資は、投資先の国の政治・経済事情、通貨・資本規制等の要因により、より大幅に株価が変動することが考えられ、それに伴い当ファンドの基準価額が大幅に変動することがあります。

f. デリバティブ取引のリスク

当ファンドおよびマザーファンドは、先物・オプション取引などのデリバティブ取引を用いることができます。このような投資手法は現物資産への投資に代わって運用の効率を高めるため、または証券価格、市場金利、為替等の変動による影響から当ファンドおよびマザーファンドを守るために用いられます。デリバティブ取引を用いた結果、コストとリスクが伴い、当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、デリバティブ取引は必ず用いられるわけではなく、用いられたとしても本来の目的を達成できる保証はありません。

ファンド運営上のリスク

a. 購入および換金の受付の中止・取消

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の購入および換金の受付を中止する場合があります。

また、この場合、既に受付けた受益権の購入および換金の受付を取り消す場合があります(スイッチングを含みます。)。

b. ファンドの繰上償還

当ファンドは、換金により残存口数が自動けいぞく投資約款に規定する各信託の受益権の口数を合計した口数が30億口を下回ることとなった場合、または投資者のため有利と認められる場合、その他やむを得ない事情が発生したとき等は、ファンドを償還させる場合があります。

c. 法令・税制・会計等の変更

法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性があります。

d. 流動性リスクに関する事項

当ファンドが保有する資産の市場環境等の状況により、保有有価証券の流動性が低下し、投資者からの換金請求に制約がかかる等のリスク(流動性リスク)があります。当ファンドにおいて流動性リスクが顕在化すると考えられる状況は以下の通りです。

- ・経済全体または個別企業の業績の影響により、株価変動が大きくなるまたは取引量が著しく少なくなる等、株式市場動向が不安定になった場合
- ・投資対象とする特定の業種の業績等の影響により、株価変動が大きくなるまたは取引量が著しく少なくなる等、市場動向が不安定になった場合

金融商品取引所等における取引の停止時、決済機能の停止時または大口の換金請求については、換金請求に制限がかかる場合があります。

e. 収益分配金に関する留意点

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。したがって、分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者の個別元本の状況によっては、分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本のことで、投資者毎に異なります。

(2) リスクの管理体制

委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行っております。具体的には、運用担当部門から独立したリスク管理担当部門においてファンドの投資リスクおよび流動性リスクの計測・分析、投資・流動性制限のモニタリングなどを行うことにより、ファンドの投資リスク（流動性リスクを含む）が運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行っております。

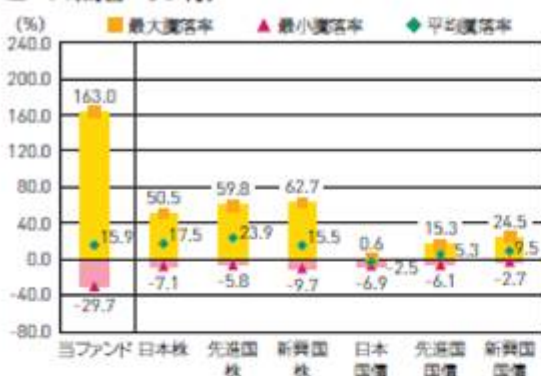
リスクの管理体制は、変更となる場合があります。

(参考情報)

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2021年3月～2026年2月)

Aコース(為替ヘッジ付)



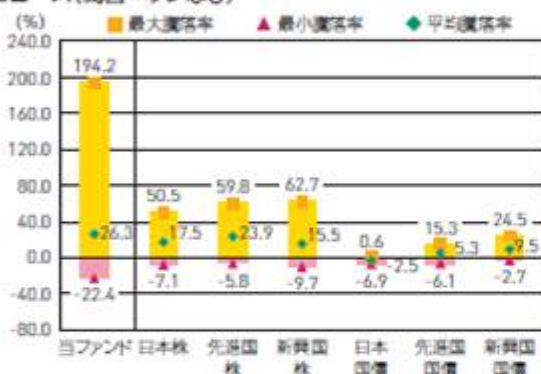
当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

(2021年3月～2026年2月)

Aコース(為替ヘッジ付)



Bコース(為替ヘッジなし)



Bコース(為替ヘッジなし)



※上記グラフは、過去5年間における年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドについては、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。

- ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
- ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。

※各資産クラスの指数

- 日本株—東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
 - 先進国株—MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)
 - 新興国株—MSCIエマージング・マーケット指数(配当込み、円ベース)
 - 日本国債—NOMURA-BPI国債
 - 先進国国債—FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
 - 新興国国債—J.P.モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・レバディバース・ファイド(円ベース)
- (注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしております。

※上記グラフは、過去5年間の各月末における分配金再投資基準価額の1年間の騰落率および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

<各指数について>

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、日本の株式市場を広く網羅するとともに、投資対象としての機能性を有する我が国を代表する指数です。東証株価指数(TOPIX)(配当込み)の指数値および東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に係る商標又は登録商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に関するすべての権利・ノウハウおよび東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に係る商標又は登録商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、東証株価指数(TOPIX)(配当込み)の指数値の算出又は公表の紛争、遅延又は中断に対し、責任を負いません。MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)およびMSCIエマージング・マーケット指数(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が発見、計算した株価指数です。MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)は日本を除く世界の主要先進国の株式を、また、MSCIエマージング・マーケット指数(配当込み、円ベース)は新興国の株式を対象として算出した指数です。同指数に関する著作権、知的財産その他の一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表している指数で、日本国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。同指数に関する知的財産は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われるブラックロック・ジャパン株式会社の事業活動サービスに関し一切責任を負いません。FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。J.P.モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・レバディバース・ファイド(円ベース)は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが発表しており、新興国の現地通貨建ての国債を対象として算出した指数です。同指数に関する著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属しています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

購入時の申込手数料（以下、「購入時手数料」といいます。）は、購入受付日の翌営業日の基準価額に3.30%（税抜3.00%）を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。詳細は販売会社にお問合せください。なお、購入時手数料（消費税等相当額を含みます。）は購入代金から差し引かれます。

購入時手数料は、商品、関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として販売会社にお支払いいただくものです。

以下の場合には、購入時手数料は無手数料となります。

a．スイッチングにより当ファンドをお求めいただく場合

b．収益分配金を再投資する場合

(2)【換金（解約）手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額

計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年2.233%（税抜2.03%）の率を乗じて得た金額とします。信託報酬に係る委託会社、販売会社、受託会社間の配分および当該報酬を対価とする役務の内容は次の通りとします。

| | 信託報酬の配分 | 役務の内容 |
|------|----------------------|--------------------------------------|
| 委託会社 | 年1.133% （税抜1.03%） | ファンドの運用、基準価額の計算、運用報告書等各種書類の作成等 |
| 販売会社 | 年0.990% （税抜0.90%） | 運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等 |
| 受託会社 | 年0.110% （税抜0.10%） | 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等 |

委託会社への報酬には、投資顧問会社への報酬額が含まれます。

信託報酬の支払時期と支払方法等

信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

委託会社および販売会社の信託報酬は、当ファンドから委託会社に対して支弁されます。信託報酬の販売会社への配分は、当ファンドから委託会社に支弁された後、委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の信託報酬は、当ファンドから受託会社に対して支弁されます。

(4) 【その他の手数料等】

信託財産において換金代金等の支払資金に不足が生じるときに資金借入れの指図を行った場合、その都度、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息（「諸経費」といいます。）は、投資者の負担とし、その都度、信託財産中から支弁します。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用^{*}は、その都度、信託財産中より支弁します。

^{*} 海外における保管銀行等に支払う有価証券の保管および資金の送金・資産の移転等に要する費用

信託財産の財務諸表の監査および目論見書等の作成・交付等に要する費用は、委託会社の負担とします。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

日本の居住者（法人を含む。）である投資者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

個別元本とは

投資者（お客様）がファンドを購入した時の購入価額（購入時手数料は含まれません。）をいいます。

同一ファンドの受益権を複数回購入した場合、元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合等には変更されませんので、詳細は販売会社にご確認ください。

換金時および償還時の課税**< 個人の投資者の場合 >**

換金時および償還時の差益（譲渡益）が課税対象となります。

< 法人の投資者の場合 >

換金時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

収益分配金の課税

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（投資者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

(1) 普通分配金：分配金を支払った後の基準価額が投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合の分配金をいいます。

(2) 元本払戻金（特別分配金）：分配金を支払った後の基準価額が投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額をいいます。

個人、法人の課税の取扱い**a . 個人の投資者に対する課税****(a) 収益分配金の課税について**

支払いを受ける収益分配金のうち、課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%（所得税15.315%、地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。原則として、申告は不要です。

また、確定申告を行うことにより総合課税（配当控除なし）と申告分離課税（20.315%（所得税15.315%、地方税5%））のいずれかを選択することができます。

(b) 換金時および償還時の差益の課税について

換金時および償還時の差益（換金価額および償還価額から購入費用（購入時手数料および当該購入時手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）は、譲渡益として課税対象（譲渡所得等）となり、20.315%（所得税15.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）の利用が可能な場合があります。

換金時および償還時に損失（譲渡損）が生じた場合には、確定申告することで、他の株式等の譲渡益、上場株式等の配当所得および特定公社債等の利子所得の金額（申告分離課税を選択したものに限り、）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。

また、換金時および償還時の差益（譲渡益）については、他の株式等の譲渡損と損益を相殺することができます。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度です。

NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となり、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。

当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

b. 法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%、地方税の源泉徴収はありません。）の税率による源泉徴収が行われます。なお、当ファンドについては、法人税の課税対象となりますが、益金不算入制度の適用はありません。

買取請求時にかかる課税上の取扱いについては、販売会社へお問い合わせください。

外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は2026年2月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

・直近の運用報告書の対象期間(2025年8月26日から2026年2月24日)における当ファンドの総経費率(年率換算)は以下の通りです。

| | 総経費率 (①+②) | ①運用管理費用の比率 | ②その他費用の比率 |
|--|---------------|------------|-----------|
| ブラックロック・ゴールド・メタル・オープン Aコース(為替ヘッジ付) | 2.25% | 2.23% | 0.01% |
| ブラックロック・ゴールド・メタル・オープン Bコース(為替ヘッジなし) | 2.24% | 2.23% | 0.01% |

※ 上記は、対象期間の運用報告書に記載されている総経費率(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含まれません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)です。

※ 計算方法等の詳細は、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。なお、新たな対象期間にかかる運用報告書が作成され、上記の総経費率が更新されている場合があります。

5【運用状況】

以下の運用状況は2026年2月末現在のものです。

「ブラックロック・ゴールド・メタル・オープンAコース」

(1)【投資状況】

| 資産の種類 | 金額(円) | 投資比率(%) |
|-----------------------|----------------|---------|
| 親投資信託受益証券 | 14,387,616,113 | 99.66 |
| 内 日本 | 14,387,616,113 | 99.66 |
| コール・ローン、その他の資産（負債控除後） | 49,045,708 | 0.34 |
| 純資産総額 | 14,436,661,821 | 100.00 |

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

| 順位 | 銘柄 | 国/ 地域 | 種類 | 数量 (口) | 簿価単価 (円) | 簿価金額 (円) | 評価単価 (円) | 評価金額 (円) | 投資 比率 (%) |
|----|-----------------------|----------|---------------|-------------|-------------|----------------|-------------|----------------|-----------------|
| 1 | ゴールド・メタル・オープン・マザーファンド | 日本 | 親投資信託 受益証券 | 454,628,120 | 30.2171 | 13,737,580,447 | 31.6470 | 14,387,616,113 | 99.66 |

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

種類別投資比率

| 種類 | 投資比率(%) |
|-----------|---------|
| 親投資信託受益証券 | 99.66 |

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

2026年2月末現在、同日前1年以内における各月末および直近20計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

| | 純資産総額(円) | | 1口当たりの純資産額(円) | |
|------------------|----------------|-------|---------------|-------|
| | (分配落) | (分配付) | (分配落) | (分配付) |
| 第43期(2016年8月23日) | 29,214,318,477 | (同左) | 0.5728 | (同左) |
| 第44期(2017年2月23日) | 30,337,496,916 | (同左) | 0.4857 | (同左) |
| 第45期(2017年8月23日) | 25,097,132,357 | (同左) | 0.4244 | (同左) |
| 第46期(2018年2月23日) | 19,361,935,818 | (同左) | 0.3821 | (同左) |
| 第47期(2018年8月23日) | 13,912,893,090 | (同左) | 0.3315 | (同左) |
| 第48期(2019年2月25日) | 16,731,046,955 | (同左) | 0.3952 | (同左) |
| 第49期(2019年8月23日) | 17,957,255,441 | (同左) | 0.4733 | (同左) |
| 第50期(2020年2月25日) | 22,639,110,372 | (同左) | 0.5100 | (同左) |
| 第51期(2020年8月24日) | 21,333,290,101 | (同左) | 0.6763 | (同左) |
| 第52期(2021年2月24日) | 16,664,676,865 | (同左) | 0.5208 | (同左) |
| 第53期(2021年8月23日) | 13,591,075,122 | (同左) | 0.4903 | (同左) |
| 第54期(2022年2月24日) | 12,680,459,971 | (同左) | 0.5441 | (同左) |
| 第55期(2022年8月23日) | 9,122,535,468 | (同左) | 0.3814 | (同左) |
| 第56期(2023年2月24日) | 10,252,107,215 | (同左) | 0.4215 | (同左) |
| 第57期(2023年8月23日) | 8,772,398,530 | (同左) | 0.4177 | (同左) |
| 第58期(2024年2月26日) | 7,250,880,044 | (同左) | 0.3765 | (同左) |
| 第59期(2024年8月23日) | 8,225,421,706 | (同左) | 0.5497 | (同左) |
| 第60期(2025年2月25日) | 7,756,376,071 | (同左) | 0.6026 | (同左) |
| 第61期(2025年8月25日) | 7,467,765,429 | (同左) | 0.8217 | (同左) |
| 第62期(2026年2月24日) | 13,811,702,827 | (同左) | 1.4922 | (同左) |
| 2025年2月末現在 | 7,607,994,333 | | 0.5900 | |
| 2025年3月末現在 | 6,147,283,197 | | 0.6576 | |
| 2025年4月末現在 | 6,590,321,865 | | 0.6923 | |
| 2025年5月末現在 | 7,187,060,670 | | 0.7150 | |
| 2025年6月末現在 | 7,037,166,541 | | 0.7105 | |
| 2025年7月末現在 | 7,265,804,149 | | 0.7205 | |
| 2025年8月末現在 | 7,575,732,441 | | 0.8331 | |
| 2025年9月末現在 | 9,351,364,365 | | 1.0150 | |
| 2025年10月末現在 | 9,004,458,565 | | 0.9882 | |
| 2025年11月末現在 | 10,265,579,284 | | 1.1261 | |
| 2025年12月末現在 | 11,015,518,662 | | 1.2098 | |
| 2026年1月末現在 | 13,481,129,038 | | 1.4766 | |
| 2026年2月末現在 | 14,436,661,821 | | 1.5517 | |

【分配の推移】

| | 1口当たりの分配金(円) |
|------|--------------|
| 第43期 | |
| 第44期 | |
| 第45期 | |
| 第46期 | |
| 第47期 | |
| 第48期 | |
| 第49期 | |
| 第50期 | |
| 第51期 | |
| 第52期 | |
| 第53期 | |
| 第54期 | |
| 第55期 | |
| 第56期 | |
| 第57期 | |
| 第58期 | |
| 第59期 | |
| 第60期 | |
| 第61期 | |
| 第62期 | |

【収益率の推移】

| | 収益率(%) |
|------|--------|
| 第43期 | 46.4 |
| 第44期 | 15.2 |
| 第45期 | 12.6 |
| 第46期 | 10.0 |
| 第47期 | 13.2 |
| 第48期 | 19.2 |
| 第49期 | 19.8 |
| 第50期 | 7.8 |
| 第51期 | 32.6 |
| 第52期 | 23.0 |
| 第53期 | 5.9 |
| 第54期 | 11.0 |
| 第55期 | 29.9 |
| 第56期 | 10.5 |
| 第57期 | 0.9 |
| 第58期 | 9.9 |
| 第59期 | 46.0 |
| 第60期 | 9.6 |
| 第61期 | 36.4 |
| 第62期 | 81.6 |

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。

(4)【設定及び解約の実績】

| | 設定数量(口) | 解約数量(口) | 発行済数量(口) |
|------|----------------|----------------|----------------|
| 第43期 | 53,361,409,687 | 9,309,686,880 | 51,003,570,446 |
| 第44期 | 23,340,619,265 | 11,876,713,950 | 62,467,475,761 |
| 第45期 | 9,596,179,880 | 12,929,540,875 | 59,134,114,766 |
| 第46期 | 6,007,110,053 | 14,471,182,715 | 50,670,042,104 |
| 第47期 | 1,268,227,473 | 9,974,361,546 | 41,963,908,031 |
| 第48期 | 6,104,249,540 | 5,733,644,700 | 42,334,512,871 |
| 第49期 | 9,477,428,888 | 13,867,494,441 | 37,944,447,318 |
| 第50期 | 14,510,713,642 | 8,067,345,667 | 44,387,815,293 |
| 第51期 | 16,099,272,040 | 28,941,507,750 | 31,545,579,583 |
| 第52期 | 10,343,638,353 | 9,888,962,320 | 32,000,255,616 |
| 第53期 | 1,668,081,212 | 5,951,172,766 | 27,717,164,062 |
| 第54期 | 423,081,888 | 4,834,729,618 | 23,305,516,332 |
| 第55期 | 1,977,030,827 | 1,364,102,240 | 23,918,444,919 |
| 第56期 | 3,333,784,457 | 2,926,568,094 | 24,325,661,282 |
| 第57期 | 1,883,096,076 | 5,205,520,176 | 21,003,237,182 |
| 第58期 | 793,964,887 | 2,539,190,069 | 19,258,012,000 |
| 第59期 | 1,029,037,659 | 5,323,198,260 | 14,963,851,399 |
| 第60期 | 519,100,542 | 2,611,376,641 | 12,871,575,300 |
| 第61期 | 2,240,447,112 | 6,024,306,979 | 9,087,715,433 |
| 第62期 | 1,657,402,706 | 1,489,278,302 | 9,255,839,837 |

「ブラックロック・ゴールド・メタル・オープンBコース」

(1) 投資状況

| 資産の種類 | 金額(円) | 投資比率(%) |
|-----------------------|----------------|---------|
| 親投資信託受益証券 | 98,018,715,498 | 100.02 |
| 内 日本 | 98,018,715,498 | 100.02 |
| コール・ローン、その他の資産(負債控除後) | 17,392,755 | 0.02 |
| 純資産総額 | 98,001,322,743 | 100.00 |

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

| 順位 | 銘柄 | 国/地域 | 種類 | 数量(口) | 簿価単価(円) | 簿価金額(円) | 評価単価(円) | 評価金額(円) | 投資比率(%) |
|----|-----------------------|------|-----------|---------------|---------|----------------|---------|----------------|---------|
| 1 | ゴールド・メタル・オープン・マザーファンド | 日本 | 親投資信託受益証券 | 3,097,251,414 | 30.2188 | 93,595,483,782 | 31.6470 | 98,018,715,498 | 100.02 |

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

種類別投資比率

| 種類 | 投資比率(%) |
|-----------|---------|
| 親投資信託受益証券 | 100.02 |

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 運用実績

純資産の推移

2026年2月末現在、同日前1年以内における各月末および直近20計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

| | 純資産総額(円) | | 1口当たりの純資産額(円) | |
|------------------|----------------|-------|---------------|-------|
| | (分配落) | (分配付) | (分配落) | (分配付) |
| 第43期(2016年8月23日) | 6,143,193,871 | (同左) | 0.6328 | (同左) |
| 第44期(2017年2月23日) | 6,989,402,339 | (同左) | 0.6076 | (同左) |
| 第45期(2017年8月23日) | 5,328,192,609 | (同左) | 0.5382 | (同左) |
| 第46期(2018年2月23日) | 3,976,745,607 | (同左) | 0.4759 | (同左) |
| 第47期(2018年8月23日) | 3,240,021,976 | (同左) | 0.4186 | (同左) |
| 第48期(2019年2月25日) | 3,748,046,987 | (同左) | 0.5017 | (同左) |
| 第49期(2019年8月23日) | 4,381,883,040 | (同左) | 0.5755 | (同左) |
| 第50期(2020年2月25日) | 5,158,555,366 | (同左) | 0.6523 | (同左) |
| 第51期(2020年8月24日) | 6,194,168,706 | (同左) | 0.8274 | (同左) |
| 第52期(2021年2月24日) | 4,823,232,552 | (同左) | 0.6700 | (同左) |
| 第53期(2021年8月23日) | 3,967,159,476 | (同左) | 0.6418 | (同左) |
| 第54期(2022年2月24日) | 4,155,392,840 | (同左) | 0.7469 | (同左) |
| 第55期(2022年8月23日) | 3,324,477,630 | (同左) | 0.6131 | (同左) |
| 第56期(2023年2月24日) | 3,625,148,874 | (同左) | 0.6629 | (同左) |
| 第57期(2023年8月23日) | 3,599,323,716 | (同左) | 0.7295 | (同左) |
| 第58期(2024年2月26日) | 3,326,777,657 | (同左) | 0.7019 | (同左) |
| 第59期(2024年8月23日) | 6,095,223,204 | (同左) | 1.0131 | (同左) |
| 第60期(2025年2月25日) | 7,640,941,170 | (同左) | 1.1331 | (同左) |
| 第61期(2025年8月25日) | 17,616,891,282 | (同左) | 1.5763 | (同左) |
| 第62期(2026年2月24日) | 93,016,499,101 | (同左) | 3.0736 | (同左) |
| 2025年2月末現在 | 7,392,842,048 | | 1.0940 | |
| 2025年3月末現在 | 8,444,744,252 | | 1.2301 | |
| 2025年4月末現在 | 10,634,105,210 | | 1.2678 | |
| 2025年5月末現在 | 12,006,424,765 | | 1.3287 | |
| 2025年6月末現在 | 12,736,573,536 | | 1.3412 | |
| 2025年7月末現在 | 14,153,324,898 | | 1.3963 | |
| 2025年8月末現在 | 18,281,688,517 | | 1.5990 | |
| 2025年9月末現在 | 27,279,298,510 | | 1.9660 | |
| 2025年10月末現在 | 38,999,730,202 | | 1.9791 | |
| 2025年11月末現在 | 49,048,930,684 | | 2.2868 | |
| 2025年12月末現在 | 59,824,763,183 | | 2.4957 | |
| 2026年1月末現在 | 86,137,746,245 | | 3.0271 | |
| 2026年2月末現在 | 98,001,322,743 | | 3.2188 | |

分配の推移

| | 1口当たりの分配金(円) |
|------|--------------|
| 第43期 | |
| 第44期 | |
| 第45期 | |
| 第46期 | |
| 第47期 | |
| 第48期 | |
| 第49期 | |
| 第50期 | |
| 第51期 | |
| 第52期 | |
| 第53期 | |
| 第54期 | |
| 第55期 | |
| 第56期 | |
| 第57期 | |
| 第58期 | |
| 第59期 | |
| 第60期 | |
| 第61期 | |
| 第62期 | |

収益率の推移

| | 収益率(%) |
|------|--------|
| 第43期 | 38.0 |
| 第44期 | 4.0 |
| 第45期 | 11.4 |
| 第46期 | 11.6 |
| 第47期 | 12.0 |
| 第48期 | 19.9 |
| 第49期 | 14.7 |
| 第50期 | 13.3 |
| 第51期 | 26.8 |
| 第52期 | 19.0 |
| 第53期 | 4.2 |
| 第54期 | 16.4 |
| 第55期 | 17.9 |
| 第56期 | 8.1 |
| 第57期 | 10.0 |
| 第58期 | 3.8 |
| 第59期 | 44.3 |
| 第60期 | 11.8 |
| 第61期 | 39.1 |
| 第62期 | 95.0 |

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。

(4) 設定及び解約の実績

| | 設定数量(口) | 解約数量(口) | 発行済数量(口) |
|------|----------------|---------------|----------------|
| 第43期 | 3,083,720,995 | 2,413,973,486 | 9,708,426,964 |
| 第44期 | 2,959,714,861 | 1,164,806,340 | 11,503,335,485 |
| 第45期 | 818,608,701 | 2,422,291,737 | 9,899,652,449 |
| 第46期 | 667,768,260 | 2,211,772,158 | 8,355,648,551 |
| 第47期 | 271,125,276 | 885,717,933 | 7,741,055,894 |
| 第48期 | 459,402,318 | 729,550,293 | 7,470,907,919 |
| 第49期 | 1,007,865,770 | 864,389,644 | 7,614,384,045 |
| 第50期 | 1,471,651,912 | 1,178,329,750 | 7,907,706,207 |
| 第51期 | 3,204,997,539 | 3,626,172,992 | 7,486,530,754 |
| 第52期 | 1,510,346,266 | 1,798,269,613 | 7,198,607,407 |
| 第53期 | 181,190,722 | 1,198,775,274 | 6,181,022,855 |
| 第54期 | 323,137,862 | 940,865,042 | 5,563,295,675 |
| 第55期 | 479,833,891 | 620,307,944 | 5,422,821,622 |
| 第56期 | 584,712,087 | 539,207,547 | 5,468,326,162 |
| 第57期 | 211,767,044 | 746,363,900 | 4,933,729,306 |
| 第58期 | 413,659,291 | 607,735,939 | 4,739,652,658 |
| 第59期 | 2,263,464,879 | 986,621,640 | 6,016,495,897 |
| 第60期 | 1,601,038,249 | 873,850,831 | 6,743,683,315 |
| 第61期 | 6,379,409,046 | 1,946,973,703 | 11,176,118,658 |
| 第62期 | 21,283,693,143 | 2,196,576,826 | 30,263,234,975 |

(参考情報)

「ゴールド・メタル・オープン・マザーファンド」

(1) 投資状況

| 資産の種類 | 金額(円) | 投資比率(%) |
|-----------------------|-----------------|---------|
| 株式 | 107,362,982,595 | 95.51 |
| 内 カナダ | 71,117,732,803 | 63.27 |
| 内 イギリス | 12,341,904,562 | 10.98 |
| 内 アメリカ | 11,486,357,443 | 10.22 |
| 内 オーストラリア | 10,659,963,723 | 9.48 |
| 内 南アフリカ | 1,100,136,669 | 0.98 |
| 内 香港 | 656,886,648 | 0.58 |
| 内 ロシア | 747 | 0.00 |
| 投資信託受益証券 | 2,890,085,833 | 2.57 |
| 内 カナダ | 1,823,485,732 | 1.62 |
| 内 アイルランド | 1,066,600,101 | 0.95 |
| コール・ローン、その他の資産(負債控除後) | 2,153,194,786 | 1.92 |
| 純資産総額 | 112,406,263,214 | 100.00 |

(注) 当ファンドは、ファミリーファンド方式による運用を行っているため、実質の運用はマザーファンドにおいて行っております。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

| 順位 | 銘柄 | 国/地域 | 種類 | 業種 | 数量 | 簿価単価 (円) | 簿価金額 (円) | 評価単価 (円) | 評価金額 (円) | 投資 比率 (%) |
|----|-------------------------------|---------|----------------------|----|------------|-------------|---------------|-------------|---------------|-----------------|
| 1 | BARRICK MINING CORP | カナダ | 株式 | 素材 | 1,264,081 | 7,668.96 | 9,694,196,991 | 7,845.03 | 9,916,757,791 | 8.82 |
| 2 | NEWMONT CORP | アメリカ | 株式 | 素材 | 395,202 | 19,359.39 | 7,650,870,634 | 19,861.10 | 7,849,146,718 | 6.98 |
| 3 | ANGLOGOLD ASHANTI PLC | イギリス | 株式 | 素材 | 363,744 | 18,871.70 | 6,864,470,263 | 19,642.96 | 7,145,011,279 | 6.36 |
| 4 | KINROSS GOLD CORP | カナダ | 株式 | 素材 | 970,869 | 5,544.16 | 5,382,658,123 | 5,729.80 | 5,562,890,924 | 4.95 |
| 5 | WHEATON PRECIOUS METALS CORP | カナダ | 株式 | 素材 | 216,592 | 24,320.07 | 5,267,532,731 | 25,071.74 | 5,430,339,306 | 4.83 |
| 6 | ALAMOS GOLD INC | カナダ | 株式 | 素材 | 662,674 | 7,753.63 | 5,138,129,801 | 8,170.46 | 5,414,357,109 | 4.82 |
| 7 | NORTHERN STAR RESOURCES LTD | オーストラリア | 株式 | 素材 | 1,627,987 | 3,240.28 | 5,275,145,112 | 3,275.67 | 5,332,757,618 | 4.74 |
| 8 | AGNICO EAGLE MINES LTD | カナダ | 株式 | 素材 | 135,745 | 37,544.97 | 5,096,542,957 | 38,391.18 | 5,211,410,742 | 4.64 |
| 9 | ENDEAVOUR MINING PLC | イギリス | 株式 | 素材 | 475,123 | 10,586.07 | 5,029,687,949 | 10,937.99 | 5,196,893,283 | 4.62 |
| 10 | FRANCO-NEVADA CORP | カナダ | 株式 | 素材 | 110,436 | 42,271.41 | 4,668,285,699 | 43,704.14 | 4,826,511,354 | 4.29 |
| 11 | TOREX GOLD RESOURCES INC | カナダ | 株式 | 素材 | 510,676 | 7,730.85 | 3,947,961,188 | 9,044.00 | 4,618,556,246 | 4.11 |
| 12 | ELDORADO GOLD CORP | カナダ | 株式 | 素材 | 620,509 | 6,840.05 | 4,244,318,170 | 7,094.02 | 4,401,909,026 | 3.92 |
| 13 | OR ROYALTIES INC | カナダ | 株式 | 素材 | 492,521 | 6,976.90 | 3,436,270,454 | 7,329.96 | 3,610,159,426 | 3.21 |
| 14 | ARTEMIS GOLD INC | カナダ | 株式 | 素材 | 612,257 | 4,660.37 | 2,853,349,542 | 4,906.38 | 3,003,966,234 | 2.67 |
| 15 | ROYAL GOLD INC | アメリカ | 株式 | 素材 | 53,567 | 44,438.57 | 2,380,440,884 | 45,867.34 | 2,456,976,219 | 2.19 |
| 16 | DPM METALS INC | カナダ | 株式 | 素材 | 364,349 | 6,391.50 | 2,328,739,111 | 6,708.12 | 2,444,097,178 | 2.17 |
| 17 | IAMGOLD CORP | カナダ | 株式 | 素材 | 622,839 | 3,546.23 | 2,208,733,834 | 3,711.39 | 2,311,601,052 | 2.06 |
| 18 | PAN AMERICAN SILVER CORP | カナダ | 株式 | 素材 | 214,198 | 10,155.69 | 2,175,329,728 | 10,518.73 | 2,253,091,592 | 2.00 |
| 19 | SPROTT PHYSICAL SILVER TRUST | カナダ | 投資 信託 受益 証券 | - | 401,622 | 4,615.09 | 1,853,522,559 | 4,540.30 | 1,823,485,732 | 1.62 |
| 20 | G MINING VENTURE CORP | カナダ | 株式 | 素材 | 261,524 | 5,766.25 | 1,508,012,948 | 6,154.61 | 1,609,579,690 | 1.43 |
| 21 | ORLA MINING LTD | カナダ | 株式 | 素材 | 452,080 | 2,998.72 | 1,355,663,010 | 3,223.08 | 1,457,093,170 | 1.30 |
| 22 | PREDICTIVE DISCOVERY LTD | オーストラリア | 株式 | 素材 | 10,575,448 | 103.95 | 1,099,366,466 | 105.06 | 1,111,061,854 | 0.99 |
| 23 | GREATLAND RESOURCES LTD | オーストラリア | 株式 | 素材 | 741,727 | 1,529.45 | 1,134,441,554 | 1,491.85 | 1,106,552,174 | 0.98 |
| 24 | EQUINOX GOLD CORP | カナダ | 株式 | 素材 | 381,565 | 2,788.02 | 1,063,813,598 | 2,866.61 | 1,093,798,540 | 0.97 |
| 25 | INVESCO PHYSICAL GOLD ETC PLC | アイルランド | 投資 信託 受益 証券 | - | 13,727 | 78,112.22 | 1,072,246,544 | 77,700.88 | 1,066,600,101 | 0.95 |
| 26 | RUPERT RESOURCES LTD | カナダ | 株式 | 素材 | 1,133,762 | 840.50 | 952,936,257 | 904.28 | 1,025,245,784 | 0.91 |
| 27 | LUNDIN GOLD INC | カナダ | 株式 | 素材 | 60,817 | 13,211.23 | 803,467,983 | 14,223.72 | 865,044,106 | 0.77 |
| 28 | BELLEVUE GOLD LTD | オーストラリア | 株式 | 素材 | 4,352,903 | 197.95 | 861,683,701 | 198.50 | 864,090,638 | 0.77 |
| 29 | RI02 LTD/NEW | カナダ | 株式 | 素材 | 1,899,712 | 386.08 | 733,454,296 | 436.19 | 828,651,904 | 0.74 |
| 30 | EMERALD RESOURCES NL | オーストラリア | 株式 | 素材 | 1,075,854 | 736.52 | 792,398,101 | 767.49 | 825,712,135 | 0.73 |

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

種類別及び業種別投資比率

| 種類 | | 投資比率(%) |
|----------|----|---------|
| 株式 | | 95.51 |
| | 業種 | |
| | 素材 | 95.51 |
| 投資信託受益証券 | | 2.57 |
| 合計 | | 98.08 |

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

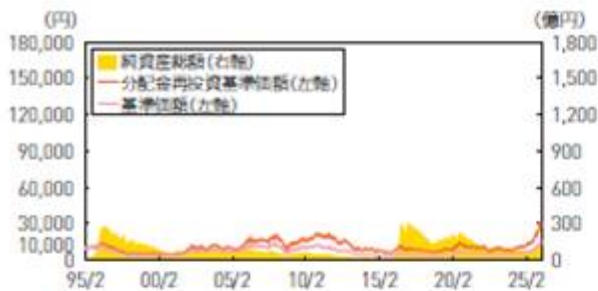
(参考情報)

運用実績

2026年2月末現在

Aコース(為替ヘッジ付)

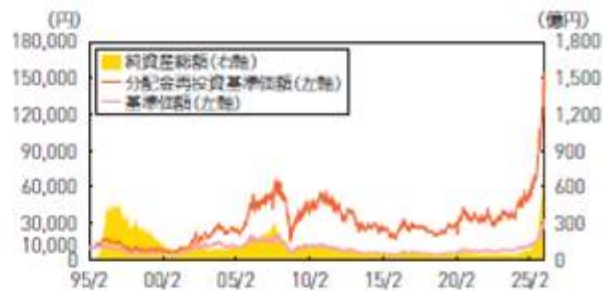
基準価額・純資産の推移



※基準価額および分配金再投資基準価額は信託報酬控除後の値です。信託報酬等については、後述の「ファンドの費用」をご覧ください。
 ※分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものととして算出しています。

Bコース(為替ヘッジなし)

基準価額・純資産の推移



※基準価額および分配金再投資基準価額は信託報酬控除後の値です。信託報酬等については、後述の「ファンドの費用」をご覧ください。
 ※分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものととして算出しています。

分配の推移

| 設定来累計 | 7,660円 |
|--------------|--------|
| 第58期 2024年2月 | 0円 |
| 第59期 2024年8月 | 0円 |
| 第60期 2025年2月 | 0円 |
| 第61期 2025年8月 | 0円 |
| 第62期 2026年2月 | 0円 |

※ 分配金は税引前、1万口当たり

分配の推移

| 設定来累計 | 20,870円 |
|--------------|---------|
| 第58期 2024年2月 | 0円 |
| 第59期 2024年8月 | 0円 |
| 第60期 2025年2月 | 0円 |
| 第61期 2025年8月 | 0円 |
| 第62期 2026年2月 | 0円 |

※ 分配金は税引前、1万口当たり

主要な資産の状況

組入上位10銘柄(%)

| 順位 | 銘柄名 | 国名 | 通貨 | 比率 |
|----|------------------------------|---------|-----------|-----|
| 1 | BARRICK MINING CORP | カナダ | アメリカドル | 8.8 |
| 2 | NEWMONT CORP | アメリカ | アメリカドル | 7.0 |
| 3 | ANGLOGOLD ASHANTI PLC | イギリス | アメリカドル | 6.4 |
| 4 | KINROSS GOLD CORP | カナダ | カナダドル | 4.9 |
| 5 | WHEATON PRECIOUS METALS CORP | カナダ | カナダドル | 4.8 |
| 6 | ALAMOS GOLD INC | カナダ | カナダドル | 4.8 |
| 7 | NORTHERN STAR RESOURCES LTD | オーストラリア | オーストラリアドル | 4.7 |
| 8 | AGNICO EAGLE MINES LTD | カナダ | カナダドル | 4.6 |
| 9 | ENDEAVOUR MINING PLC | イギリス | カナダドル | 4.6 |
| 10 | FRANCO-NEVADA CORP | カナダ | カナダドル | 4.3 |

※当ファンドのマザーファンドの運用状況です。比率はマザーファンドの純資産総額に対する割合です。
 ※当ファンドはファミリーファンド方式による運用のためベビーファンドに入った資金がマザーファンドで運用されるまでタイムラグがあり、計算上組入比率が100%を超えることがあります。
 ※株式等には、ワラントも含まれます。

国別構成比率(%)

| 株式等 | 98.1 |
|---------|------|
| カナダ | 64.9 |
| 英国 | 11.0 |
| 米国 | 10.2 |
| オーストラリア | 9.5 |
| 南アフリカ | 1.0 |
| アイルランド | 0.9 |
| 香港 | 0.6 |
| ロシア | 0.0 |
| キャッシュ等 | 1.9 |

年間収益率の推移

※ファンドの収益率は、決算時の分配金を非課税で再投資したものととして算出しています。
 ※最近10年間の年間収益率の推移です。 ※2026年は年初から2月末現在までの収益率です。
 ※当ファンドにはベンチマークはありません。

Aコース(為替ヘッジ付)



Bコース(為替ヘッジなし)



※運用実績・データ等は作成日現在および過去のものであり、今後の運用成果を保証するものではありません。
 ※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページにて開示しております。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 申込方法

受益権の投資者は、販売会社との間で有価証券の取引に関する契約を締結します。販売会社は有価証券の取引にかかわる約款を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づき取引口座の設定の申込を販売会社所定の方法で行います。

また、当該販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約^{*}（以下「自動けいぞく投資契約」といいます。）を締結します。投資者は販売会社に、購入と同時にまたは予め当該投資者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該投資者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該購入の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該投資者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

^{*} 販売会社によっては、当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

(2) 申込期間

各ファンドの購入は、申込期間における販売会社の各営業日に、販売会社の本・支店等でお受けいたします。ただし、購入不可日には購入（スイッチング含む）の受付はいたしません。なお、申込期間は、有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(3) 購入不可日

トロン証券取引所の休場日に該当する場合には、販売会社の営業日であっても購入およびスイッチングの申込は受けません。詳細は販売会社までお問い合わせください。

企業動向・市場環境等の変化により、今後購入不可日が変更になる場合があります。

（当ファンドの投資信託約款では、金鉱企業が上場する主要な証券取引所の休場日で、受益権の購入に伴う有価証券等への投資を円滑に実行することが困難と委託会社が判断する日に当たる場合は、受益権の購入の受付は行わないものと定めています。）

(4) 受付時間

購入の受付は、原則として、申込期間中の午後3時30分までに受付けたものを当日のお申込みとします。受付時間を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとします。ただし、受付時間は販売会社によって異なることがあります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

(5) 購入単位

a．1万口以上1口単位または1万円以上1円単位

ただし、収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

b．スイッチングによる申込みの詳細は、販売会社にお問い合わせください。

c．販売会社との間で「定時定額購入サービス」等に関する契約等^{*}を取交わした場合、当該契約等で規定する購入の単位によるものとします。

^{*} 当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。なお、「定時定額購入サービス」等の取扱いの有無については、購入の販売会社にご確認ください。

(6) 購入価額

- a . 購入受付日の翌営業日の基準価額とします。なお、購入価額には購入時手数料は含まれておりません。
- b . スwitchングの際は、購入受付日の翌営業日の基準価額となります。

(7) 購入時手数料

- a . 購入受付日の翌営業日の基準価額に3.30%（税抜3.00%）を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。購入時手数料（消費税等相当額を含みます。）は購入代金から差し引かれます。
- b . 以下の場合には、無手数料とします。
 - a) 「Aコース」「Bコース」間のスイッチングの場合
 - b) 収益分配金を再投資する場合

(8) 購入の受付の中止、既に受付けた購入の受付の取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、受益権の購入（スイッチング含む）の受付を中止することおよび既に受付けた購入の受付を取り消すことができます。

(9) 購入代金の払込期日

購入受付日から起算して4営業日目までに販売会社にお支払いください。

なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に購入代金をお支払いいただく場合があります。

購入の流れ

販売会社が別に定める場合には、上記の期日以前に購入代金をお支払いいただくことがあります。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、受益権の購入の受付を中止することおよび既に受付けた当該申込みの受付を取り消すことができます。

2【換金（解約）手続等】

(1) 換金手続き

a．換金の申込

投資者（販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権について、委託会社に換金の申込をすることができます。投資者が換金の申込をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

b．換金不可日

トロント証券取引所の休場日に該当する場合には、販売会社の営業日であっても換金およびスイッチングの申込は受けません。詳細は販売会社までお問合わせください。

企業動向・市場環境等の変化により、今後換金不可日が変更になる場合があります。

（当ファンドの投資信託約款では、金鉱企業が上場する主要な証券取引所の休場日で、受益権の換金に伴う有価証券等の売却を円滑に実行することが困難と委託会社が判断する日に該当する場合には、受益権の換金の受付は行わないものと定めています。）

c．受付時間

換金申込の受付については、原則として、午後3時30分までに、換金の申込が行われかつ当該申込の受付にかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込受付分とします。販売会社によっては異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。

d．換金単位

1口以上1口単位または1円以上1円単位です。

e．換金価額

換金の価額は、換金受付日の翌営業日の基準価額とします。なお、手取額は、換金価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。

f．一定金額を超える換金の申込の制限

信託財産の資金管理を円滑に行うため、1顧客1日当たり10億円を超える換金はできません。また、別途、1顧客1日当たり10億円以下の金額であっても、ファンドの残高減少、市場の流動性の状況等によっては、委託会社の判断により、一定の金額を超える換金の金額に制限を設ける場合や一定の金額を超える換金の申込の受付時間に制限を設ける場合があります。

g．換金の申込の受付中止

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金の申込の受付を中止することができます。換金の申込の受付が中止された場合には、投資者は当該受付中止以前に行った当日の換金の申込を撤回できます。ただし、投資者がその換金の申込を撤回されない場合には、当該受益権の換金の価額は当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金の申込を受けたものとします。

h．換金代金の支払い

換金代金は、原則として換金受付日から起算して4営業日目から販売会社においてお支払いします。

(2) 受益権の買取手続きについては、販売会社にお問い合わせください。

(3) 当ファンドの換金価額等については、販売会社または下記に問い合わせることにより知ることができます。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03-6703-4300（受付時間 営業日の9：00～17：00）

換金の流れ



3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額(1万口当り)は委託会社の営業日に毎日算出されます。投資者は、販売会社または下記に問い合わせることにより知ることができます。

また、日々の基準価額(1万口当り)は翌日の日本経済新聞に掲載されております。ファンド名は「ゴールドA」、「ゴールドB」と省略されて記載されております。

当ファンドの主たる投資対象の評価方法は以下の通りです。

マザーファンドの受益証券：原則として計算日の基準価額で評価するものとします。

(参考)マザーファンドの主たる投資対象の評価方法

外国株式：原則として、海外取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場で評価するものとします。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03-6703-4300(受付時間 営業日の9:00~17:00)

ホームページアドレス：www.blackrock.com/jp/

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

この信託の信託期間は、無期限とします。

(4)【計算期間】

計算期間は、毎年2月24日から8月23日および8月24日から翌年2月23日までとすることを原則とします。各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは該当日の翌営業日を計算期間の終了日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

ファンドの償還条件等

a. 委託会社は、このファンドを償還することが投資者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、このファンドを償還させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、償還しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

b. 委託会社は、換金することにより、自動けいぞく投資約款に規定する各信託の受益権の口数を合計した口数が30億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、このファンドを償還させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、償還しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

c. a. および b. の場合において、委託会社は、この事項について、あらかじめ償還しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる投資者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての投資者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

- d . c . の公告および書面には、投資者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べる旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- e . d . の一定の期間内に異議を述べた投資者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、a . および b . のファンドの償還を行いません。
- f . 委託会社は、このファンドの償還をしないこととしたときは、ファンドの償還をしない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる投資者に対して交付します。ただし、全ての投資者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- g . d . ~ f . までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、d . の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- h . 委託会社は、監督官庁よりこのファンドの償還の命令を受けたときはその命令に従い、ファンドを償還させます。なお、委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、信託約款の変更の規定にしたがいます。
- i . 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこのファンドを償還させます。
- j . i . にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「信託約款の変更 d . 」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- k . 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または投資者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の変更の規定にしたがい、新受託会社を選任します。
- 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこのファンドを償還させます。

信託約款の変更

- a . 委託会社は、投資者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- b . 委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる投資者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての投資者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c . b . の公告および書面には、投資者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べる旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d . c . の一定の期間内に異議を述べた投資者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更を行いません。

e. 委託会社は、この信託約款の変更を行わないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる投資者に対して交付します。ただし、全ての投資者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

f. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときはa. ~ e. の規定にしたがいます。

運用報告書等の作成

毎決算時および償還時に、委託会社が期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「交付運用報告書」を作成し、購入いただいた販売会社からあらかじめお申し出いただいた方法にて知れている受益者にお届けいたします。

関係法人との契約の更改等に関する手続

a. 「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」の契約期間は1年とし、委託会社、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様です。

b. 「信託財産の運用指図権限委託契約」の契約期間は1年とし、委託会社または投資顧問会社から書面による契約終了の申出がない限り、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様です。

公告

委託会社が投資者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

当ファンドの受益者（投資者）の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金受領権

投資者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて委託会社から受領する権利を有します。

収益分配金は、自動けいぞく投資契約に基づいて再投資されます。

受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。販売会社は、自動けいぞく投資契約に基づき、投資者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金受領権

投資者は、委託会社の決定した償還金を、持ち分に応じて委託会社から受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日以内）に償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者（償還日以前において換金が行われた受益権にかかる投資者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として投資者とします。）にお支払いを開始します。なお、当該投資者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

償還金の支払いは、販売会社において行います。

投資者が、償還金について支払開始日から10年間支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

(3) 受益権の換金請求権

投資者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に換金を請求する権利を有します。

換金代金は、投資者の請求を受付けた日から起算して、原則として、4営業日目から投資者に支払います。

換金の請求を行う投資者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該投資者の請求に係るこのファンドの換金を委託会社が行うのと引き換えに、当該換金に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

(4) 投資者の買取請求権

投資者は、自己に帰属する受益権について、販売会社に買取りを請求することができます。

買取申込に係る売却代金は、投資者の請求を受付けた日から起算して、4営業日目から投資者に支払います。

(5) 反対者の買取請求権

ファンドの償還または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた投資者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(6) 帳簿書類の閲覧または謄写の請求権

投資者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）及び同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第62期計算期間（2025年8月26日から2026年2月24日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

(3) 当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っておりますので、参考情報として「ゴールド・メタル・オープン・マザーファンド」の貸借対照表、注記表及び附属明細表を記載しております。

なお、当該参考情報は監査意見の対象外となっております。

1【財務諸表】

【ブラックロック・ゴールド・メタル・オープンAコース】

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

| | 第61期 (2025年8月25日現在) | 第62期 (2026年2月24日現在) |
|-----------------|------------------------|------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 親投資信託受益証券 | 7,517,697,678 | 13,781,066,181 |
| 派生商品評価勘定 | 31,617,711 | 162,693,015 |
| 未収入金 | - | 1,264,935 |
| 流動資産合計 | 7,549,315,389 | 13,945,024,131 |
| 資産合計 | 7,549,315,389 | 13,945,024,131 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 派生商品評価勘定 | 2,327,769 | 16,026,282 |
| 未払解約金 | - | 1,264,935 |
| 未払受託者報酬 | 3,902,531 | 5,715,733 |
| 未払委託者報酬 | 75,319,660 | 110,314,354 |
| 流動負債合計 | 81,549,960 | 133,321,304 |
| 負債合計 | 81,549,960 | 133,321,304 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 9,087,715,433 | 9,255,839,837 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金() | 1,619,950,004 | 4,555,862,990 |
| (分配準備積立金) | 2,363,369,520 | 7,738,816,155 |
| 元本等合計 | 7,467,765,429 | 13,811,702,827 |
| 純資産合計 | 7,467,765,429 | 13,811,702,827 |
| 負債純資産合計 | 7,549,315,389 | 13,945,024,131 |

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

| | 第61期 (自 2025年2月26日 至 2025年8月25日) | 第62期 (自 2025年8月26日 至 2026年2月24日) |
|---|--|--|
| 営業収益 | | |
| 有価証券売買等損益 | 2,506,416,211 | 6,996,265,449 |
| 為替差損益 | 177,006,116 | 744,993,262 |
| 営業収益合計 | 2,329,410,095 | 6,251,272,187 |
| 営業費用 | | |
| 受託者報酬 | 3,902,531 | 5,715,733 |
| 委託者報酬 | 75,319,660 | 110,314,354 |
| その他費用 | 322,271 | 380,367 |
| 営業費用合計 | 79,544,462 | 116,410,454 |
| 営業利益又は営業損失() | 2,249,865,633 | 6,134,861,733 |
| 経常利益又は経常損失() | 2,249,865,633 | 6,134,861,733 |
| 当期純利益又は当期純損失() | 2,249,865,633 | 6,134,861,733 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額() | 487,924,648 | 404,651,207 |
| 期首剰余金又は期首欠損金() | 5,115,199,229 | 1,619,950,004 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 2,354,007,352 | 445,602,468 |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 2,354,007,352 | 240,674,594 |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | - | 204,927,874 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 620,699,112 | - |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 620,699,112 | - |
| 分配金 | - | - |
| 期末剰余金又は期末欠損金() | 1,619,950,004 | 4,555,862,990 |

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。

2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法

為替予約取引

個別法に基づき、原則としてわが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

3 その他財務諸表作成のための基礎となる事項

計算期間末日の取扱い

当計算期間は前計算期間末日及び当計算期間末日が休業日であったため、2025年8月26日から2026年2月24日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

| 項目 | 第61期 (2025年8月25日現在) | 第62期 (2026年2月24日現在) |
|-----------------------------------|-------------------------|------------------------|
| 1 当該計算期間の末日における受益権総数 | 9,087,715,433口 | 9,255,839,837口 |
| 2 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額 | 元本の欠損 1,619,950,004円 | 元本の欠損 - |
| 3 1口当たり純資産額 | 0.8217円 | 1.4922円 |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 項目 | 第61期 (自 2025年2月26日 至 2025年8月25日) | 第62期 (自 2025年8月26日 至 2026年2月24日) |
|--------------------------|--|---|
| 1 資産運用の権限を再委託する場合の当該委託費用 | 20,098,201円 | 29,436,168円 |
| 2 分配金の計算過程 | 当計算期末における、費用控除後の配当等収益(47,735,344円)、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(1,714,205,641円)、収益調整金(有価証券売買等損益相当額)(0円)、収益調整金(その他収益調整金)(6,124,921,086円)、分配準備積立金(601,428,535円)により、分配対象収益は8,488,290,606円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。 | 当計算期末における、費用控除後の配当等収益(37,286,083円)、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(5,692,924,443円)、収益調整金(有価証券売買等損益相当額)(0円)、収益調整金(その他収益調整金)(6,637,690,147円)、分配準備積立金(2,008,605,629円)により、分配対象収益は14,376,506,302円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。 |

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

当ファンドの主な投資リスクとして、「鉱山株・金鉱株投資のリスク」、「特定業種への投資のリスク」、「為替変動リスク」、「中小型株式投資のリスク」、「カントリー・リスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であり、親投資信託の外貨建資産の時価総額のうち当ファンドに属するとみなした額の為替変動リスクの低減を目的としており、投機を目的とした為替予約は行わない方針であります。為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクであります。

3 金融商品に係るリスク管理体制

(1) 市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。

(2) 信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

(3) 取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

金融商品の時価等に関する事項

| 第61期 (2025年8月25日現在) | 第62期 (2026年2月24日現在) |
|--|--|
| <p>1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> | <p>1 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> |
| <p>2 時価の算定方法 (1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引については、「(その他の注記)」の「3 デリバティブ取引関係」に記載しております。 (3) 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務) これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> | <p>2 時価の算定方法 (1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務) 同左</p> |
| <p>3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p> | <p>3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左</p> |
| <p>4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。</p> | <p>4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 同左</p> |

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則（令和3年9月24日改正内閣府令第61号）第2条第5項に従い、記載を省略しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 期中元本変動額

| 項目 | 第61期 (2025年8月25日現在) | 第62期 (2026年2月24日現在) |
|-----------|------------------------|------------------------|
| 期首元本額 | 12,871,575,300円 | 9,087,715,433円 |
| 期中追加設定元本額 | 2,240,447,112円 | 1,657,402,706円 |
| 期中一部解約元本額 | 6,024,306,979円 | 1,489,278,302円 |

2 有価証券関係

第61期（2025年8月25日現在）

売買目的有価証券

| 種類 | 当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円） |
|-----------|--------------------------|
| 親投資信託受益証券 | 1,949,030,222 |
| 合計 | 1,949,030,222 |

第62期（2026年2月24日現在）

売買目的有価証券

| 種類 | 当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円） |
|-----------|--------------------------|
| 親投資信託受益証券 | 6,256,789,365 |
| 合計 | 6,256,789,365 |

3 デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

通貨関連

| 区分 | 種類 | 第61期 (2025年8月25日現在) | | | |
|---------------|-----------|------------------------|--------------|---------------|-------------|
| | | 契約額等(円) | | 時価 (円) | 評価損益 (円) |
| | | | うち1年超 (円) | | |
| 市場取引 以外の取引 | 為替予約取引 | | | | |
| | 売建 | | | | |
| | アメリカドル | 2,665,145,364 | - | 2,665,206,807 | 61,443 |
| | オーストラリアドル | 742,838,472 | - | 738,197,390 | 4,641,082 |
| | カナダドル | 4,294,556,892 | - | 4,269,556,032 | 25,000,860 |
| | 南アフリカランド | 102,548,596 | - | 104,022,622 | 1,474,026 |
| | 買建 | | | | |
| | アメリカドル | 252,162,013 | - | 253,187,894 | 1,025,881 |
| | オーストラリアドル | 62,518,672 | - | 62,403,442 | 115,230 |
| | カナダドル | 394,674,617 | - | 394,810,841 | 136,224 |
| | 南アフリカランド | 13,057,294 | - | 13,193,888 | 136,594 |
| | 合計 | 8,527,501,920 | - | 8,500,578,916 | 29,289,942 |

| 区分 | 種類 | 第62期 (2026年2月24日現在) | | | |
|---------------|------------|------------------------|--------------|----------------|-------------|
| | | 契約額等(円) | | 時価 (円) | 評価損益 (円) |
| | | | うち1年超 (円) | | |
| 市場取引 以外の取引 | 為替予約取引 | | | | |
| | 売建 | | | | |
| | アメリカドル | 5,527,219,059 | - | 5,474,214,101 | 53,004,958 |
| | オーストラリアドル | 1,639,548,524 | - | 1,638,484,304 | 1,064,220 |
| | カナダドル | 7,120,977,166 | - | 7,027,151,379 | 93,825,787 |
| | 香港ドル | 106,706,167 | - | 105,574,731 | 1,131,436 |
| | 南アフリカランド | 99,515,988 | - | 99,341,366 | 174,622 |
| | 買建 | | | | |
| | アメリカドル | 635,473,335 | - | 635,246,407 | 226,928 |
| | オーストラリアドル | 208,714,128 | - | 209,461,496 | 747,368 |
| | カナダドル | 468,344,702 | - | 465,154,416 | 3,190,286 |
| 香港ドル | 23,758,413 | - | 23,797,426 | 39,013 | |
| 南アフリカランド | 21,634,605 | - | 21,731,148 | 96,543 | |
| | 合計 | 15,851,892,087 | - | 15,700,156,774 | 146,666,733 |

(注1) 時価の算定方法

為替予約取引

- 1 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という）の対顧客先物相場が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

- 2 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。
- 3 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

(注2) 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

| 種類 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額(円) | 備考 |
|-----------|---------------------------|-------------|----------------|----|
| 親投資信託受益証券 | ゴールド・メタル・オープン・マザー ファンド | 456,113,741 | 13,781,066,181 | |
| 親投資信託受益証券 | 合計 | | 13,781,066,181 | |
| 合計 | | | 13,781,066,181 | |

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

当該事項はデリバティブ取引関係の注記事項として記載しております。

【ブラックロック・ゴールド・メタル・オープンBコース】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

| | 第61期 (2025年8月25日現在) | 第62期 (2026年2月24日現在) |
|-----------------|------------------------|------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 親投資信託受益証券 | 17,745,956,529 | 93,568,657,317 |
| 未収入金 | 23,785,631 | 37,353,951 |
| 流動資産合計 | 17,769,742,160 | 93,606,011,268 |
| 資産合計 | 17,769,742,160 | 93,606,011,268 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払解約金 | 23,785,631 | 37,353,951 |
| 未払受託者報酬 | 6,357,852 | 27,199,877 |
| 未払委託者報酬 | 122,707,395 | 524,958,339 |
| 流動負債合計 | 152,850,878 | 589,512,167 |
| 負債合計 | 152,850,878 | 589,512,167 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 11,176,118,658 | 30,263,234,975 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金() | 6,440,772,624 | 62,753,264,126 |
| (分配準備積立金) | 5,345,207,998 | 34,461,053,410 |
| 元本等合計 | 17,616,891,282 | 93,016,499,101 |
| 純資産合計 | 17,616,891,282 | 93,016,499,101 |
| 負債純資産合計 | 17,769,742,160 | 93,606,011,268 |

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

| | 第61期 (自 2025年2月26日 至 2025年8月25日) | 第62期 (自 2025年8月26日 至 2026年2月24日) |
|---|--|--|
| 営業収益 | | |
| 有価証券売買等損益 | 4,153,523,471 | 31,435,364,305 |
| 営業収益合計 | 4,153,523,471 | 31,435,364,305 |
| 営業費用 | | |
| 受託者報酬 | 6,357,852 | 27,199,877 |
| 委託者報酬 | 122,707,395 | 524,958,339 |
| 営業費用合計 | 129,065,247 | 552,158,216 |
| 営業利益又は営業損失() | 4,024,458,224 | 30,883,206,089 |
| 経常利益又は経常損失() | 4,024,458,224 | 30,883,206,089 |
| 当期純利益又は当期純損失() | 4,024,458,224 | 30,883,206,089 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額() | 313,816,656 | 1,272,127,541 |
| 期首剰余金又は期首欠損金() | 897,257,855 | 6,440,772,624 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 2,175,557,963 | 28,626,557,072 |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 2,175,557,963 | 28,626,557,072 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 342,684,762 | 1,925,144,118 |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 342,684,762 | 1,925,144,118 |
| 分配金 | - | - |
| 期末剰余金又は期末欠損金() | 6,440,772,624 | 62,753,264,126 |

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。

2 その他財務諸表作成のための基礎となる事項

計算期間末日の取扱い

当計算期間は前計算期間末日及び当計算期間末日が休業日であったため、2025年8月26日から2026年2月24日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

| 項目 | 第61期 (2025年8月25日現在) | 第62期 (2026年2月24日現在) |
|----------------------|------------------------|------------------------|
| 1 当該計算期間の末日における受益権総数 | 11,176,118,658口 | 30,263,234,975口 |
| 2 1口当たり純資産額 | 1.5763円 | 3.0736円 |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 項目 | 第61期 (自 2025年2月26日 至 2025年8月25日) | 第62期 (自 2025年8月26日 至 2026年2月24日) |
|--------------------------|---|--|
| 1 資産運用の権限を再委託する場合の当該委託費用 | 32,743,110円 | 140,079,507円 |
| 2 分配金の計算過程 | 当計算期末における、費用控除後の配当等収益(84,679,026円)、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(3,625,962,542円)、収益調整金(有価証券売買等損益相当額)(0円)、収益調整金(その他収益調整金)(7,378,963,325円)、分配準備積立金(1,634,566,430円)により、分配対象収益は12,724,171,323円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。 | 当計算期末における、費用控除後の配当等収益(146,339,541円)、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(29,464,739,007円)、収益調整金(有価証券売買等損益相当額)(0円)、収益調整金(その他収益調整金)(29,626,866,269円)、分配準備積立金(4,849,974,862円)により、分配対象収益は64,087,919,679円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。 |

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

当ファンドの主な投資リスクとして、「鉱山株・金鉱株投資のリスク」、「特定業種への投資のリスク」、「為替変動リスク」、「中小型株式投資のリスク」、「カントリー・リスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

3 金融商品に係るリスク管理体制

(1) 市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。

(2) 信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

(3) 取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

金融商品の時価等に関する事項

| 第61期 (2025年8月25日現在) | 第62期 (2026年2月24日現在) |
|---|---|
| <p>1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> | <p>1 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> |
| <p>2 時価の算定方法 (1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務) これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> | <p>2 時価の算定方法 (1) 有価証券 同左 (2) 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務) 同左</p> |
| <p>3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> | <p>3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左</p> |
| <p>4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。</p> | <p>4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 同左</p> |

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則(令和3年9月24日改正内閣府令第61号)第2条第5項に従い、記載を省略しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 期中元本変動額

| 項目 | 第61期 (2025年8月25日現在) | 第62期 (2026年2月24日現在) |
|-----------|------------------------|------------------------|
| 期首元本額 | 6,743,683,315円 | 11,176,118,658円 |
| 期中追加設定元本額 | 6,379,409,046円 | 21,283,693,143円 |
| 期中一部解約元本額 | 1,946,973,703円 | 2,196,576,826円 |

2 有価証券関係

第61期(2025年8月25日現在)

売買目的有価証券

| 種類 | 当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円) |
|-----------|--------------------------|
| 親投資信託受益証券 | 3,831,904,992 |
| 合計 | 3,831,904,992 |

第62期(2026年2月24日現在)

売買目的有価証券

| 種類 | 当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円) |
|-----------|--------------------------|
| 親投資信託受益証券 | 30,155,290,795 |
| 合計 | 30,155,290,795 |

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

| 種類 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額(円) | 備考 |
|-----------|---------------------------|---------------|----------------|----|
| 親投資信託受益証券 | ゴールド・メタル・オープン・マザー ファンド | 3,096,854,029 | 93,568,657,317 | |
| 親投資信託受益証券 | 合計 | | 93,568,657,317 | |
| 合計 | | | 93,568,657,317 | |

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考情報）

当ファンドは、「ゴールド・メタル・オープン・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。同マザーファンドの2026年2月24日現在（以下「計算日」という）の状況は次の通りであります。

なお、以下に記載した情報は監査意見の対象外であります。

「ゴールド・メタル・オープン・マザーファンド」の状況

（1）貸借対照表

| 項目 | (2026年2月24日現在) |
|-------------|-----------------|
| | 金額(円) |
| 資産の部 | |
| 流動資産 | |
| 金銭信託 | 2,114,821,668 |
| 株式 | 102,443,589,823 |
| 投資信託受益証券 | 2,907,930,193 |
| 未収入金 | 1,516,828,432 |
| 未収配当金 | 8,897,855 |
| 流動資産合計 | 108,992,067,971 |
| 資産合計 | 108,992,067,971 |
| 負債の部 | |
| 流動負債 | |
| 未払金 | 1,603,820,479 |
| 未払解約金 | 38,618,886 |
| 流動負債合計 | 1,642,439,365 |
| 負債合計 | 1,642,439,365 |
| 純資産の部 | |
| 元本等 | |
| 元本 | 3,552,967,770 |
| 剰余金 | |
| 剰余金又は欠損金() | 103,796,660,836 |
| 元本等合計 | 107,349,628,606 |
| 純資産合計 | 107,349,628,606 |
| 負債純資産合計 | 108,992,067,971 |

（注）親投資信託の計算期間は、原則として、毎年2月24日から8月23日まで、および8月24日から翌年2月23日までであります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

株式及び投資信託受益証券は移動平均法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（基準価額を含む）又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

(3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法

為替予約取引

個別法に基づき、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

3 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

4 その他財務諸表作成のための基礎となる事項

外貨建資産等の会計処理

外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

本報告書における開示対象ファンドの当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本報告書における開示対象ファンドの当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

| 項目 | (2026年 2月24日現在) |
|------------------|-------------------|
| 1 当該計算日における受益権総数 | 3,552,967,770口 |
| 2 1口当たり純資産額 | 30.2141円 |

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

当ファンドの主な投資リスクとして、「鉱山株・金鉱株投資のリスク」、「特定業種への投資のリスク」、「為替変動リスク」、「中小型株式投資のリスク」、「カントリー・リスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。為替予約取引は、外貨建有価証券の売買の決済等に伴い必要となる外貨の売買の為に、その受渡日までの数日間の為替予約を利用しております。なお、当ファンドは外貨建資産の為替変動リスクの低減を目的としており、投機を目的とする為替予約は行わない方針であります。為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクであります。

3 金融商品に係るリスク管理体制

（1）市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。

（2）信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

（3）取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

金融商品の時価等に関する事項

(2026年2月24日現在)

- 1 貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額は
ありません。
- 2 時価の算定方法
(1) 有価証券
「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。
(2) 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)
これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によって
おります。
- 3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明
金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、
当該価額が異なることもあります。
- 4 金銭債権の計算日後の償還予定額
金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則(令和3年9月24日改正内閣府令第61号)第2条第5項に
従い、記載を省略しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

（その他の注記）

1 本報告書における開示対象ファンドの当該計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日における元本の内訳

| （2026年2月24日現在） | |
|-------------------------------------|----------------|
| 同計算期間の期首元本額 | 1,644,865,533円 |
| 同計算期間中の追加設定元本額 | 2,261,231,701円 |
| 同計算期間中の一部解約元本額 | 353,129,464円 |
| 同計算期間末日の元本額 | 3,552,967,770円 |
| 当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託の元本額は次の通りです。 | |
| ブラックロック・ゴールド・メタル・オープンAコース | 456,113,741円 |
| ブラックロック・ゴールド・メタル・オープンBコース | 3,096,854,029円 |
| 合計 | 3,552,967,770円 |

2 有価証券関係

売買目的有価証券

| 種類 | （2026年2月24日現在） |
|----------|--------------------------|
| | 当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円） |
| 株式 | 30,730,369,110 |
| 投資信託受益証券 | 807,690,658 |
| 合計 | 31,538,059,768 |

（注）「当計算期間の損益に含まれた評価差額」の欄には、当該親投資信託の期首から計算日までの評価差額を記載しております。

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

| 通貨 | 銘柄 | 株式数 | 評価額 | | 備考 |
|-------------------------|------------------------------|------------|----------------|-------------------------------------|----|
| | | | 単価 | 金額 | |
| アメリカドル | BARRICK MINING CORP | 1,264,081 | 49.220 | 62,218,066.820 | |
| | COEUR MINING INC | 137,121 | 24.430 | 3,349,866.030 | |
| | ELDORADO GOLD CORP | 620,509 | 43.900 | 27,240,345.100 | |
| | GOLD FIELDS LTD-SPONS ADR | 50,475 | 56.980 | 2,876,065.500 | |
| | HYCROFT MINING HOLDING CO-A | 78,863 | 42.050 | 3,316,189.150 | |
| | IAMGOLD CORP | 622,839 | 22.760 | 14,175,815.640 | |
| | NEWMONT CORP | 395,202 | 124.250 | 49,103,848.500 | |
| | PAN AMERICAN SILVER CORP | 214,198 | 65.180 | 13,961,425.640 | |
| | POLYUS PJSC-REG S-GDR-WI | 68,611 | 0.000 | 4.800 | |
| | ROYAL GOLD INC | 53,567 | 285.210 | 15,277,844.070 | |
| ANGLOGOLD ASHANTI PLC | 363,744 | 121.120 | 44,056,673.280 | | |
| アメリカドル 小計 | | 3,869,210 | | 235,576,144.530 (36,481,321,742) | |
| オーストラリアドル | EMERALD RESOURCES NL | 1,075,854 | 6.660 | 7,165,187.640 | |
| | NORTHERN STAR RESOURCES LTD | 1,627,987 | 29.300 | 47,700,019.100 | |
| | PREDICTIVE DISCOVERY LTD | 10,575,448 | 0.940 | 9,940,921.120 | |
| | CAPRICORN METALS LTD | 329,751 | 14.000 | 4,616,514.000 | |
| | BELLEVUE GOLD LTD | 4,352,903 | 1.790 | 7,791,696.370 | |
| | BENZ MINING CORP-CDI | 2,115,394 | 3.190 | 6,748,106.860 | |
| | MINERALS 260 LTD | 6,439,933 | 0.530 | 3,413,164.490 | |
| | FIREFLY METALS LTD | 1,823,725 | 1.905 | 3,474,196.120 | |
| | ROBEX RESOURCES INC-CDI | 191,989 | 7.300 | 1,401,519.700 | |
| GREATLAND RESOURCES LTD | 741,727 | 13.830 | 10,258,084.410 | | |
| オーストラリアドル 小計 | | 29,274,711 | | 102,509,409.810 (11,213,504,339) | |
| カナダドル | AGNICO EAGLE MINES LTD | 135,745 | 329.660 | 44,749,696.700 | |
| | RUPERT RESOURCES LTD | 1,133,762 | 7.380 | 8,367,163.560 | |
| | KINROSS GOLD CORP | 970,869 | 48.680 | 47,261,902.920 | |
| | FRANCO-NEVADA CORP | 110,436 | 371.160 | 40,989,425.760 | |
| | TOREX GOLD RESOURCES INC | 510,676 | 67.880 | 34,664,686.880 | |
| | WHEATON PRECIOUS METALS CORP | 216,592 | 213.540 | 46,251,055.680 | |
| | RI02 LTD/NEW | 1,899,712 | 3.390 | 6,440,023.680 | |
| | G2 GOLDFIELDS INC | 909,400 | 6.540 | 5,947,476.000 | |
| | AYA GOLD & SILVER INC | 108,987 | 25.590 | 2,788,977.330 | |
| | EQUINOX GOLD CORP | 381,565 | 24.480 | 9,340,711.200 | |
| | ARTEMIS GOLD INC | 612,257 | 40.920 | 25,053,556.440 | |
| | GALIANO GOLD INC | 1,322,871 | 4.280 | 5,661,887.880 | |
| | ENDEAVOUR MINING PLC | 475,123 | 92.950 | 44,162,682.850 | |
| | FOUNDERS METALS INC | 968,856 | 4.080 | 3,952,932.480 | |
| | DISCOVERY SILVER CORP | 586,799 | 10.470 | 6,143,785.530 | |
| | DPM METALS INC | 364,349 | 56.120 | 20,447,265.880 | |
| | OR ROYALTIES INC | 492,521 | 61.260 | 30,171,836.460 | |
| | ROBEX RESOURCES INC | 765,013 | 7.490 | 5,729,947.370 | |
| | ALLIED GOLD CORP | 140,501 | 42.870 | 6,023,277.870 | |
| G MINING VENTURE CORP | 291,460 | 50.630 | 14,756,619.800 | | |
| LUNDIN GOLD INC | 60,817 | 116.000 | 7,054,772.000 | | |
| ORLA MINING LTD | 452,080 | 26.330 | 11,903,266.400 | | |
| ALAMOS GOLD INC | 662,674 | 68.080 | 45,114,845.920 | | |
| カナダドル 小計 | | 13,573,065 | | 472,977,796.590 (53,470,139,904) | |
| 香港ドル | ZIJIN GOLD INTERNATIONAL CO | 141,600 | 228.800 | 32,398,080.000 | |
| 香港ドル 小計 | | 141,600 | | 32,398,080.000 | |

| | | | | | |
|----------|-----------------|--------|---------|-------------------|--|
| | | | | (641,481,984) | |
| 南アフリカランド | GOLD FIELDS LTD | 73,512 | 895.370 | 65,820,439.440 | |
| 南アフリカランド | 小計 | 73,512 | | 65,820,439.440 | |
| | | | | (637,141,854) | |
| 合計 | | | | 102,443,589,823 | |
| | | | | (102,443,589,823) | |

(2) 株式以外の有価証券

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|--------------|--------|-------------------------------|-------------|-----------------|----|
| 投資信託 受益証券 | アメリカドル | INVESCO PHYSICAL GOLD ETC PLC | 13,727.000 | 6,881,756.910 | |
| | | SPROTT PHYSICAL SILVER TRUST | 401,622.000 | 11,896,043.640 | |
| | アメリカドル | 小計 | 415,349.000 | 18,777,800.550 | |
| | | | | (2,907,930,193) | |
| 投資信託受益証券 | 合計 | | | 2,907,930,193 | |
| | | | | (2,907,930,193) | |
| 合計 | | | | 2,907,930,193 | |
| | | | | (2,907,930,193) | |

(注1) 投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

(注2) 1 各種通貨毎の小計の欄における()内の金額は、邦貨換算額であります。

2 合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示してあります。

3 外貨建有価証券の内訳

| 通貨 | 銘柄数 | 組入株式 時価比率 | 組入投資信託 受益証券時価比率 | 合計金額に 対する比率 |
|-----------|--------------|--------------|--------------------|----------------|
| アメリカドル | 株式 11銘柄 | 92.6% | - % | 37.4% |
| | 投資信託受益証券 2銘柄 | - % | 7.4% | |
| オーストラリアドル | 株式 10銘柄 | 100.0% | - % | 10.6% |
| カナダドル | 株式 23銘柄 | 100.0% | - % | 50.8% |
| 香港ドル | 株式 1銘柄 | 100.0% | - % | 0.6% |
| 南アフリカランド | 株式 1銘柄 | 100.0% | - % | 0.6% |

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】(2026年2月末現在)

「ブラックロック・ゴールド・メタル・オープンAコース」

| | |
|------------------|-----------------|
| 資産総額 | 14,477,824,556円 |
| 負債総額 | 41,162,735円 |
| 純資産総額(-) | 14,436,661,821円 |
| 発行済数量 | 9,303,861,001口 |
| 1 単位当たり純資産額(/) | 1.5517円 |

「ブラックロック・ゴールド・メタル・オープンBコース」

| | |
|------------------|-----------------|
| 資産総額 | 98,103,848,413円 |
| 負債総額 | 102,525,670円 |
| 純資産総額(-) | 98,001,322,743円 |
| 発行済数量 | 30,446,799,096口 |
| 1 単位当たり純資産額(/) | 3.2188円 |

(参考情報)

「ゴールド・メタル・オープン・マザーファンド」

| | |
|------------------|------------------|
| 資産総額 | 112,492,176,415円 |
| 負債総額 | 85,913,201円 |
| 純資産総額(-) | 112,406,263,214円 |
| 発行済数量 | 3,551,879,534口 |
| 1 単位当たり純資産額(/) | 31.6470円 |

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

- 1 受益証券の名義書換え等
該当事項はありません。
- 2 受益者名簿の閉鎖の時期
受益者名簿は作成していません。
- 3 投資者に対する特典
該当事項はありません。
- 4 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容
ファンド受益証券の譲渡制限は設けておりません。
- 5 受益証券の再発行
投資者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- 6 受益権の譲渡
投資者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該投資者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
申請のある場合には、の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
の振替について、委託会社は、当該投資者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
- 7 受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。
- 8 受益権の再分割
委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
- 9 償還金
償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者（償還日以前において換金が行われた受益権にかかる投資者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として投資者とします。）に支払います。なお、当該投資者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している投資者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益証券と引き換えに当該投資者に支払います。

10 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、換金の受付、換金代金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等

資本金 3,120百万円

発行する株式の総数 36,000株

発行済株式の総数 15,000株

直近5カ年における主な資本金の額の増減 該当事項はありません。

(2) 委託会社の機構

経営の意思決定機構

<株主総会>

株主により構成される会社における最高の意思決定機関として、取締役の選任、利益処分承認、定款の変更等、会社法および定款の定めにしたがって重要事項の決定を行います。

<取締役会>

取締役により構成され、当社の業務執行を決定し、その執行について監督します。

<エグゼクティブ委員会他各委員会>

当社における適切な経営戦略の構築、業務執行体制の構築および業務運営の推進を目的として、エグゼクティブ委員会を設置します。また、その他各種委員会を設置し、業務の能率的運営および責任体制の確立を図っています。

運用の意思決定機構

投資委員会

・投資委員会にて運用にかかる投資方針、パフォーマンスおよびリスク管理に関する重要事項を審議します。

運用担当部署

・各運用担当部署では、投資委員会の決定にしたがい、ファンドの個別の運用計画を策定し、各部署の投資プロセスを通して運用を行います。

ポートフォリオ・マネジャー

・ポートフォリオ・マネジャーは、策定された運用計画に基づき、個別銘柄を選択し売買に関する指図を行います。

リスク管理

・委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行っております。具体的には、運用担当部門から独立したリスク管理担当部門においてファンドの投資リスクおよび流動性リスクの計測・分析、投資・流動性制限のモニタリングなどを行うことにより、ファンドの投資リスク（流動性リスクを含む）が運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行っております。

2【事業の内容及び営業の概況】

投信法に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める

金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また、金融商品取引法に定める投資助言業務、第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務等を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は2026年2月末現在、以下の通りです(親投資信託を除きます。)

| 種類 | 本数(本) | 純資産総額(百万円) |
|-----------|-------|------------|
| 追加型株式投資信託 | 198 | 15,488,041 |
| 単位型株式投資信託 | 37 | 209,238 |
| 合計 | 235 | 15,697,279 |

3【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表の作成方法について

委託会社であるブラックロック・ジャパン株式会社(以下「当社」という。)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。)第2条及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」(2007年8月6日内閣府令第52号。)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第39期事業年度(自2025年1月1日 至2025年12月31日)の財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

3．財務諸表に記載している金額については、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(1)【貸借対照表】

(単位：百万円)

| | | 第38期 (2024年12月31日現在) | 第39期 (2025年12月31日現在) |
|-----------------|---|-------------------------|-------------------------|
| 資産の部 | | | |
| 流動資産 | | | |
| 現金・預金 | | 18,849 | 17,307 |
| 立替金 | | 40 | 40 |
| 前払費用 | | 163 | 197 |
| 未収入金 | 2 | 0 | - |
| 未収委託者報酬 | | 2,623 | 3,298 |
| 未収運用受託報酬 | | 3,431 | 3,776 |
| 未収収益 | 2 | 1,933 | 5,942 |
| 為替予約 | | - | 0 |
| その他流動資産 | | - | - |
| 流動資産計 | | 27,042 | 30,563 |
| 固定資産 | | | |
| 有形固定資産 | | | |
| 建物附属設備 | 1 | 408 | 341 |
| 器具備品 | 1 | 334 | 260 |
| 有形固定資産計 | | 742 | 601 |
| 無形固定資産 | | | |
| ソフトウェア | | 7 | 113 |
| 無形固定資産計 | | 7 | 113 |
| 投資その他の資産 | | | |
| 投資有価証券 | | 32 | 31 |
| 長期差入保証金 | | 820 | 824 |
| 前払年金費用 | | 1,241 | 1,311 |
| 長期前払費用 | | 3 | 18 |
| 繰延税金資産 | | 955 | 1,002 |
| 投資その他の資産計 | | 3,054 | 3,188 |
| 固定資産計 | | 3,805 | 3,904 |
| 資産合計 | | 30,847 | 34,467 |

| | 第38期 (2024年12月31日現在) | 第39期 (2025年12月31日現在) |
|---------------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 預り金 | 85 | 149 |
| 未払金 | 2 | |
| 未払収益分配金 | 5 | 6 |
| 未払償還金 | 70 | 70 |
| 未払手数料 | 530 | 802 |
| その他未払金 | 62 | 74 |
| 未払費用 | 2 | 1,421 |
| 未払消費税等 | 424 | 335 |
| 未払法人税等 | 2,223 | 2,679 |
| 為替予約 | 3 | 3 |
| 前受金 | 162 | 114 |
| 賞与引当金 | 2,330 | 2,637 |
| 役員賞与引当金 | 147 | 362 |
| 早期退職慰労引当金 | 129 | 62 |
| 流動負債計 | 7,420 | 8,721 |
| 固定負債 | | |
| 退職給付引当金 | 103 | 107 |
| 資産除去債務 | 964 | 966 |
| 固定負債計 | 1,068 | 1,073 |
| 負債合計 | 8,488 | 9,795 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 3,120 | 3,120 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | 3,001 | 3,001 |
| その他資本剰余金 | 3,846 | 3,846 |
| 資本剰余金合計 | 6,847 | 6,847 |
| 利益剰余金 | | |
| 利益準備金 | 336 | 336 |
| その他利益剰余金 | | |
| 繰越利益剰余金 | 12,054 | 14,368 |
| 利益剰余金合計 | 12,391 | 14,704 |
| 株主資本合計 | 22,359 | 24,672 |
| 評価・換算差額等 | | |
| _{評価・換算差額等} 其他有価証券評価差額金 | 0 | 0 |
| 評価・換算差額等合計 | 0 | 0 |
| 純資産合計 | 22,359 | 24,672 |
| 負債・純資産合計 | 30,847 | 34,467 |

(2)【損益計算書】

(単位：百万円)

| | | 第38期 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日) | 第39期 (自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日) |
|------------|---|--|--|
| 営業収益 | | | |
| 委託者報酬 | | 8,337 | 9,652 |
| 運用受託報酬 | 1 | 10,459 | 11,226 |
| その他営業収益 | 1 | 19,213 | 23,370 |
| 営業収益計 | | 38,009 | 44,248 |
| 営業費用 | | | |
| 支払手数料 | | 1,990 | 2,531 |
| 広告宣伝費 | | 259 | 299 |
| 調査費 | | | |
| 調査費 | | 352 | 366 |
| 委託調査費 | 1 | 5,494 | 6,743 |
| 調査費計 | | 5,846 | 7,109 |
| 委託計算費 | | 92 | 34 |
| 営業雑経費 | | | |
| 通信費 | | 119 | 94 |
| 印刷費 | | 81 | 87 |
| 諸会費 | | 39 | 38 |
| 営業雑経費計 | | 240 | 220 |
| 営業費用計 | | 8,430 | 10,194 |
| 一般管理費 | | | |
| 給料 | | | |
| 役員報酬 | | 425 | 612 |
| 給料・手当 | | 5,749 | 5,897 |
| 賞与 | | 2,880 | 3,190 |
| 給料計 | | 9,055 | 9,701 |
| 退職給付費用 | | 430 | 474 |
| 福利厚生費 | | 1,151 | 1,199 |
| 事務委託費 | 1 | 6,695 | 7,187 |
| 交際費 | | 52 | 45 |
| 旅費交通費 | | 223 | 220 |
| 租税公課 | | 317 | 359 |
| 不動産賃借料 | | 814 | 806 |
| 水道光熱費 | | 70 | 63 |
| 固定資産減価償却費 | | 298 | 252 |
| 資産除去債務利息費用 | | 1 | 1 |
| 事務過誤取引損 | | 0 | 0 |
| 諸経費 | | 459 | 673 |
| 一般管理費計 | | 19,571 | 20,985 |
| 営業利益 | | 10,007 | 13,068 |

| | 第38期 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日) | 第39期 (自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日) |
|--------------|--|--|
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 3 | 25 |
| 有価証券売却益 | 6 | - |
| 為替差益 | 153 | 8 |
| その他 | 1 | 0 |
| 営業外収益計 | 164 | 34 |
| 営業外費用 | | |
| 支払手数料 | 1 | 1 |
| 有価証券売却損 | - | 0 |
| 固定資産除却損 | 0 | 0 |
| その他 | 0 | - |
| 営業外費用計 | 2 | 1 |
| 経常利益 | 10,169 | 13,101 |
| 特別利益 | | |
| 特別利益計 | - | - |
| 特別損失 | | |
| 特別退職金 | 128 | - |
| 特別損失計 | 128 | - |
| 税引前当期純利益 | 10,041 | 13,101 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 3,441 | 4,235 |
| 法人税等調整額 | 223 | 46 |
| 当期純利益 | 6,822 | 8,913 |

(3) 【株主資本等変動計算書】

第38期（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

(単位：百万円)

| | 株主資本 | | | | | | | 評価・換算差額等 | | | 純資産 合計 |
|-------------------------|-------|-----------|--------------|-----------------|-----------|-----------------------------|-------------|------------|------------------|----------------|-----------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | | 株主資本 合計 | その他有価証 券評価差額金 | 評価・換算 差額等合計 | |
| | | 資本 準備金 | その他資本 剰余金 | 資本 剰余金 合計 | 利益 準備金 | その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金 | 利益剰余金 合計 | | | | |
| 2024年1月1日残高 | 3,120 | 3,001 | 3,846 | 6,847 | 336 | 12,632 | 12,968 | 22,936 | 0 | 0 | 22,936 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | 7,400 | 7,400 | 7,400 | | | 7,400 |
| 当期純利益 | | | | | | 6,822 | 6,822 | 6,822 | | | 6,822 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | | | | | | | | | 0 | 0 | 0 |
| 当期変動額合計 | - | - | - | - | - | 577 | 577 | 577 | 0 | 0 | 577 |
| 2024年12月31日残高 | 3,120 | 3,001 | 3,846 | 6,847 | 336 | 12,054 | 12,391 | 22,359 | 0 | 0 | 22,359 |

第39期（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

(単位：百万円)

| | 株主資本 | | | | | | | 評価・換算差額等 | | | 純資産 合計 |
|-------------------------|-------|-----------|--------------|-----------------|-----------|-----------------------------|-------------|------------|------------------|----------------|-----------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | | 株主資本 合計 | その他有価証 券評価差額金 | 評価・換算 差額等合計 | |
| | | 資本 準備金 | その他資本 剰余金 | 資本 剰余金 合計 | 利益 準備金 | その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金 | 利益剰余金 合計 | | | | |
| 2025年1月1日残高 | 3,120 | 3,001 | 3,846 | 6,847 | 336 | 12,054 | 12,391 | 22,359 | 0 | 0 | 22,359 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | 6,600 | 6,600 | 6,600 | | | 6,600 |
| 当期純利益 | | | | | | 8,913 | 8,913 | 8,913 | | | 8,913 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | | | | | | | | | 0 | 0 | 0 |
| 当期変動額合計 | - | - | - | - | - | 2,313 | 2,313 | 2,313 | 0 | 0 | 2,313 |
| 2025年12月31日残高 | 3,120 | 3,001 | 3,846 | 6,847 | 336 | 14,368 | 14,704 | 24,672 | 0 | 0 | 24,672 |

注 記 事 項

【重要な会計方針】

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

2. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産

定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は建物附属設備6～18年、器具備品3～15年であります。

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアの減価償却方法については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金の計上方法

債権の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金の計上方法

旧退職金制度

適格退職年金制度移行日現在在籍していた従業員については、旧退職金制度に基づく給付額を保証しているため、期末現在の当該給付額と年金制度に基づく給付額との差額を引当て計上しております。

確定拠出年金制度

確定拠出年金制度（DC）については拠出額を費用計上しております。

確定給付年金制度

キャッシュ・バランス型の年金制度（CB）の退職年金制度を有しております。CBには、一定の利回り保証を付しており、これの将来の支払に備えるため、確定給付型の会計基準に準じた会計処理方法により引当金を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間(12年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間(8年~12年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理または費用から控除することとしております。

(3) 賞与引当金の計上方法

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(4) 役員賞与引当金の計上方法

役員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(5) 早期退職慰労引当金の計上方法

早期退職慰労金の支払に備えて、早期退職慰労金支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

5. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬、その他営業収益を稼得しております。委託者報酬、運用受託報酬には成功報酬が含まれる場合があります。当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

委託者報酬：当社は投資信託の信託約款に基づき、投資信託の運用について履行義務を負っております。委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額に対する一定割合として計算され、投資信託の運用期間にわたり収益認識しております。

運用受託報酬：当社は顧客との投資一任契約及び投資助言契約に基づき運用及び助言について履行義務を負っております。運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約等に基づき純資産価額に対する一定割合として計算され、対象口座の運用期間にわたり収益認識しております。

その他営業収益：当社はグループ会社との契約に基づき委託された業務について履行義務を負っております。グループ会社から受領する収益は、当社のグループ会社との契約で定められた算式に基づき、当社がグループ会社にオフショアファンド関連のサービス等を提供する期間にわたり月次で収益認識しております。

成功報酬：成功報酬は対象となるファンドまたは口座の運用益に対する一定割合、もしくは特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として計算されます。当該報酬は契約上支払われることが確定した時点で収益認識しております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

グループ通算制度

当社は、親会社であるブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社を通算親会社とするグループ通算制度を適用しております。

（未適用の会計基準等）

（リースに関する会計基準等）

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日）等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要になることを目指したリース会計基準が公表されました。

借手の会計処理として、すべてのリースを使用権の取得として捉えて使用権資産を貸借対照表に計上するとともに、借手のリース費用配分の方法については、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上するIFRS第16号と同様の単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

| | 前事業年度 (2024年12月31日) | 当事業年度 (2025年12月31日) |
|--------|------------------------|------------------------|
| 建物附属設備 | 2,852 百万円 | 2,926 百万円 |
| 器具備品 | 1,455 百万円 | 1,449 百万円 |

2 関係会社に対する資産及び負債

各科目に含まれているものは次のとおりであります。

| | 前事業年度 (2024年12月31日) | 当事業年度 (2025年12月31日) |
|--------|------------------------|------------------------|
| 未収収益 | 189 百万円 | 247 百万円 |
| その他未払金 | 54 百万円 | 53 百万円 |
| 未払費用 | 27 百万円 | 60 百万円 |

3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約及びグループ会社と貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

| | 前事業年度 (2024年12月31日) | 当事業年度 (2025年12月31日) |
|-----------------------|------------------------|------------------------|
| 当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額 | 3,500 百万円 | 3,500 百万円 |
| 借入実行残高 | - | - |
| 差引額 | 3,500 百万円 | 3,500 百万円 |

（損益計算書関係）

1 関係会社との営業収益及び営業費用

各科目に含まれているものは次のとおりであります。

| | 前事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日) | 当事業年度 (自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日) |
|---------|---|---|
| 運用受託報酬 | 284 百万円 | 265 百万円 |
| その他営業収益 | 6,381 百万円 | 6,500 百万円 |
| 委託調査費 | 1,222 百万円 | 1,441 百万円 |
| 事務委託費 | 2,430 百万円 | 2,543 百万円 |

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

| | 前事業年度期首 | 増加 | 減少 | 前事業年度末 |
|---------|---------|----|----|--------|
| 普通株式（株） | 15,000 | - | - | 15,000 |

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額（円） | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-----------------|-----------------|-------------|------------|
| 2024年3月28日 株主総会決議 | 普通株式 | 7,400 | 493,333 | 2023年12月31日 | 2024年3月28日 |

当事業年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

| | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|---------|---------|----|----|--------|
| 普通株式（株） | 15,000 | - | - | 15,000 |

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-----------------|-----------------|-------------|------------|
| 2025年3月26日 株主総会決議 | 普通株式 | 6,600 | 440,000 | 2024年12月31日 | 2025年3月26日 |

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに掛かる未経過リース料は以下のとおりであります。

| | 前事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日) | 当事業年度 (自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日) |
|------|---|---|
| 1年以内 | 737 百万円 | 737 百万円 |
| 1年超 | 676 百万円 | - 百万円 |
| 合計 | 1,413 百万円 | 737 百万円 |

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達についてはグループ会社からの長期借入及び銀行借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収収益は、顧客及び関係会社の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の経理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、個別に未収債権の回収可能性を管理する体制をしいております。

営業債務である未払手数料及び未払費用はその全てが1年以内の支払期日となっております。

営業債務は流動性リスクに晒されていますが、当社では資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、金額的重要性が低いものについては含めておりません。

前事業年度 (2024年12月31日)

(単位:百万円)

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|---------|----------|-----|----|
| 長期差入保証金 | 820 | 793 | 27 |

当事業年度 (2025年12月31日)

(単位:百万円)

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|---------|----------|-----|----|
| 長期差入保証金 | 824 | 787 | 37 |

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益、未収入金、未払手数料、未払費用、その他未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記述を省略しています。

(注2) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度 (2024年12月31日)

| | 1年以内 (百万円) | 1年超 5年以内 (百万円) | 5年超 10年以内 (百万円) | 10年超 (百万円) |
|--------------|---------------|----------------------|-----------------------|---------------|
| (1) 現金・預金 | 18,849 | - | - | - |
| (2) 未収委託者報酬 | 2,623 | - | - | - |
| (3) 未収運用受託報酬 | 3,431 | - | - | - |
| (4) 未収収益 | 1,933 | - | - | - |
| 合計 | 26,837 | - | - | - |

当事業年度（2025年12月31日）

| | 1年以内 (百万円) | 1年超 5年以内 (百万円) | 5年超 10年以内 (百万円) | 10年超 (百万円) |
|--------------|---------------|----------------------|-----------------------|---------------|
| (1) 現金・預金 | 17,307 | - | - | - |
| (2) 未収委託者報酬 | 3,298 | - | - | - |
| (3) 未収運用受託報酬 | 3,776 | - | - | - |
| (4) 未収収益 | 5,942 | - | - | - |
| 合計 | 30,325 | - | - | - |

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価等の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

前事業年度（2024年12月31日）

（単位：百万円）

| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
|---------|------|------|------|-----|
| 長期差入保証金 | - | 793 | - | 793 |

当事業年度（2025年12月31日）

（単位：百万円）

| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
|---------|------|------|------|-----|
| 長期差入保証金 | - | 787 | - | 787 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期差入保証金の時価については、期待現在価値法（確実性等価法）により、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを、合理的に見積もった残存期間に対応するリスクフリーレートで現在価値に割り引いて算定しているため、レベル2の時価に分類しております。

(退職給付関係)

前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社で設けられていた、旧退職金制度を引き続き有しています。当社は、2009年12月2日に旧ブラックロック・ジャパン株式会社との合併に伴い、旧ブラックロック・ジャパン株式会社における退職年金制度(確定拠出年金制度及び確定給付年金制度)を承継しました。また、2011年1月1日付で旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社から引き継いだ適格退職年金制度はキャッシュ・バランス型の確定給付年金制度に移行しました。従って、2011年1月1日以降、からの三つの制度を有しています。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位:百万円)

| | 前事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日) |
|--------------|---|
| 退職給付債務の期首残高 | 2,834 |
| 勤務費用 | 397 |
| 利息費用 | 35 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 25 |
| 退職給付の支払額 | 390 |
| 過去勤務費用の発生額 | - |
| 退職給付債務の期末残高 | 2,901 |

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位:百万円)

| | 前事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日) |
|--------------|---|
| 年金資産の期首残高 | 3,500 |
| 期待運用収益 | 147 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 36 |
| 事業主からの拠出額 | 441 |
| 退職給付の支払額 | 390 |
| 年金資産の期末残高 | 3,661 |

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(単位：百万円)

| | 前事業年度 (2024年12月31日) |
|---------------------|------------------------|
| 積立型制度の退職給付債務 | 2,798 |
| 年金資産 | 3,661 |
| | 862 |
| 非積立型制度の退職給付債務 | 103 |
| 未積立退職給付債務 | 759 |
| 未認識数理計算上の差異 | 400 |
| 未認識過去勤務費用 | 21 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 1,138 |
| 退職給付引当金 | 103 |
| 前払年金費用 | 1,241 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 1,138 |

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

| | 前事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日) |
|-------------------|---|
| 勤務費用 | 397 |
| 利息費用 | 35 |
| 期待運用収益 | 147 |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | 62 |
| 過去勤務費用の処理額 | 3 |
| 確定給付制度に係る退職給付費用合計 | 344 |
| 特別退職金 | 128 |
| 合計 | 473 |

(注) 特別退職金は、特別損失の「特別退職金」に含めて計上しております。

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

| | 前事業年度 (2024年12月31日) |
|------|------------------------|
| 合同運用 | 100% |
| 合計 | 100% |

合同運用による年金資産の主な商品分類ごとの比率は、債券74%、株式25%及びその他1%となっております。

長期期待運用収益率の算定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

| | 前事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日) |
|-----------|---|
| 割引率 | 1.8% |
| 長期期待運用収益率 | 3.5% |

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、86百万円でありました。

当事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社で設けられていた、旧退職金制度を引き続き有しています。当社は、2009年12月2日に旧ブラックロック・ジャパン株式会社との合併に伴い、旧ブラックロック・ジャパン株式会社における退職年金制度(確定拠出年金制度及び確定給付年金制度)を承継しました。また、2011年1月1日付で旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社から引き継いだ適格退職年金制度はキャッシュ・バランス型の確定給付年金制度に移行しました。従って、2011年1月1日以降、からの三つの制度を有しています。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位:百万円)

| | 当事業年度 (自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日) |
|--------------|---|
| 退職給付債務の期首残高 | 2,901 |
| 勤務費用 | 399 |
| 利息費用 | 50 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 87 |
| 退職給付の支払額 | 406 |
| 過去勤務費用の発生額 | - |
| 退職給付債務の期末残高 | 2,857 |

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位:百万円)

| | 当事業年度 (自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日) |
|--------------|---|
| 年金資産の期首残高 | 3,661 |
| 期待運用収益 | 128 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 24 |
| 事業主からの拠出額 | 453 |
| 退職給付の支払額 | 406 |
| 年金資産の期末残高 | 3,860 |

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(単位：百万円)

| | 当事業年度 (2025年12月31日) |
|---------------------|------------------------|
| 積立型制度の退職給付債務 | 2,750 |
| 年金資産 | 3,860 |
| | 1,110 |
| 非積立型制度の退職給付債務 | 107 |
| 未積立退職給付債務 | 1,003 |
| 未認識数理計算上の差異 | 218 |
| 未認識過去勤務費用 | 17 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 1,204 |
| 退職給付引当金 | 107 |
| 前払年金費用 | 1,311 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 1,204 |

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

| | 当事業年度 (自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日) |
|-------------------|---|
| 勤務費用 | 399 |
| 利息費用 | 50 |
| 期待運用収益 | 128 |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | 70 |
| 過去勤務費用の処理額 | 3 |
| 確定給付制度に係る退職給付費用合計 | 387 |
| 特別退職金 | 160 |
| 合計 | 548 |

(注) 特別退職金は、一般管理費の「諸経費」に含めて計上しております。

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

| | 当事業年度 (2025年12月31日) |
|------|------------------------|
| 合同運用 | 100% |
| 合計 | 100% |

合同運用による年金資産の主な商品分類ごとの比率は、債券73%、株式26%及びその他1%となっております。

長期期待運用収益率の算定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

| | 当事業年度 (自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日) |
|-----------|---|
| 割引率 | 3.1% |
| 長期期待運用収益率 | 3.8% |

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、86百万円でありました。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | （単位：百万円） | |
|-----------------|------------------------|------------------------|
| | 前事業年度 (2024年12月31日) | 当事業年度 (2025年12月31日) |
| 繰延税金資産 | | |
| 未払費用 | 286 | 252 |
| 賞与引当金 | 713 | 807 |
| 資産除去債務 | 295 | 304 |
| 未払事業税 | 122 | 145 |
| 早期退職慰労引当金 | 39 | 19 |
| 退職給付引当金 | 31 | 33 |
| その他 | 0 | - |
| 繰延税金資産合計 | 1,489 | 1,563 |
| 繰延税金負債 | | |
| 前払年金費用 | 380 | 412 |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | 35 | 27 |
| その他 | 117 | 120 |
| 繰延税金負債合計 | 533 | 560 |
| 繰延税金資産の純額 | 955 | 1,002 |

（注） 前事業年度及び当事業年度における繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれておりません。

| | （単位：百万円） | |
|---------------|------------------------|------------------------|
| | 前事業年度 (2024年12月31日) | 当事業年度 (2025年12月31日) |
| 固定資産 - 繰延税金資産 | 955 | 1,002 |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

| | 前事業年度 (2024年12月31日) | | 当事業年度 (2025年12月31日) | |
|--------------------|------------------------|---|------------------------|---|
| | 30.6 | % | 30.6 | % |
| 法定実効税率 | | | | |
| （調整） | | | | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 1.3 | | 1.3 | |
| その他 | 0.1 | | 0 | |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 32.0 | % | 32.0 | % |

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正
「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する会計年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。
これに伴い、2027年1月1日に開始する会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。なお、この税率変更による影響は軽微であります。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

- 当該資産除去債務の概要
当社事業所の定期建物賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。
- 当該資産除去債務の金額の算定方法
使用見込期間を合理的に見積り、割引率は0.72%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。
- 当該資産除去債務の総額の増減

（単位：百万円）

| | 前事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日) | 当事業年度 (自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日) |
|--------------|---|---|
| 期首残高 | 963 | 964 |
| 見積りの変更による増加額 | - | - |
| 時の経過による調整額 | 1 | 1 |
| 期末残高 | 964 | 966 |

（収益認識関係）

- 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

| | 前事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日) | 当事業年度 (自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日) |
|---------|---|---|
| 委託者報酬 | 8,337 百万円 | 9,652 百万円 |
| 運用受託報酬 | 10,000 百万円 | 10,475 百万円 |
| 成功報酬（注） | 458 百万円 | 750 百万円 |
| その他営業収益 | 19,213 百万円 | 23,370 百万円 |
| 合計 | 38,009 百万円 | 44,248 百万円 |

（注）成功報酬は、損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
(重要な会計方針)6. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりです。
3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに会計期間末において存在する顧客との契約から当会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報重要性が乏しいため、記載を省略しています。

(セグメント情報等)

前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. セグメント情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位:百万円)

| | 委託者報酬 | 運用受託報酬 | その他 | 合計 |
|----------|-------|--------|--------|--------|
| 外部顧客営業収益 | 8,337 | 10,459 | 19,213 | 38,009 |

(2) 地域ごとの情報

売上高

(単位:百万円)

| 日本 | 北米 | その他 | 合計 |
|--------|--------|-------|--------|
| 18,430 | 15,156 | 4,422 | 38,009 |

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

(単位:百万円)

| 相手先 | 営業収益 | 関連するセグメント名 |
|---------------------------------|-------|------------|
| ブラックロック・ファイナンシャル・ マネジメント・インク | 6,666 | 投資運用業 |
| ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ | 6,520 | 投資運用業 |

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

1. セグメント情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

| | 委託者報酬 | 運用受託報酬 | その他 | 合計 |
|----------|-------|--------|--------|--------|
| 外部顧客営業収益 | 9,652 | 11,226 | 23,370 | 44,248 |

(2) 地域ごとの情報

売上高

（単位：百万円）

| 日本 | 北米 | その他 | 合計 |
|--------|--------|-------|--------|
| 20,593 | 19,301 | 4,354 | 44,248 |

（注） 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

（単位：百万円）

| 相手先 | 営業収益 | 関連するセグメント名 |
|---------------------------------|--------|------------|
| ブラックロック・ファイナンシャル・ マネジメント・インク | 6,765 | 投資運用業 |
| ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ | 10,527 | 投資運用業 |

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報
該当事項はありません。
4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報
当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。
5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報
該当事項はありません。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引
財務諸表提出会社と関連当事者との取引
(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等
前事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|-----|-----------------------------|-------------------|--------------------|-----------|--------------------|---------------------|------------|-----------|--------|-----------|
| 親会社 | ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク | 米国 ニュー ヨーク州 | 1,190 百万 米ドル | 投資 顧問業 | (被所有) 間接 100 | 投資顧問 契約の 再委任等 | 運用 受託報酬 | 284 | 未収収益 | 189 |
| | | | | | | | 受入 手数料 | 6,381 | | |
| | | | | | | | 委託 調査費 | 1,222 | 未払費用 | 27 |
| | | | | | | | 事務 委託費 | 2,430 | | |
| 親会社 | ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社 | 日本 東京都 | 1万円 | 持株会社 | (被所有) 直接 100 | 株式の 保有等 | 通算税効果額 | 53 | その他未払金 | 53 |

当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

| 種類 | 会社等の 名称又は 氏名 | 所在地 | 資本金又 は出資金 | 事業の 内容又は 職業 | 議決権等 の所有 (被所有) 割合(%) | 関連 当事者 との 関係 | 取引の 内容 | 取引金額 (百万円) | 科目 | 期末残高 (百万円) |
|-----|---|-------------------|--------------------|-------------------|-------------------------------|-----------------------|------------|---------------|--------|---------------|
| 親会社 | ブラックロ ック・ファイナ ンシャル・マネジ メント・インク | 米国 ニュー ヨーク州 | 1,190 百万 米ドル | 投資 顧問業 | (被所有) 間接 100 | 投資顧問 契約の 再委任等 | 運用 受託報酬 | 265 | 未収収益 | 247 |
| | | | | | | | 受入 手数料 | 6,500 | | |
| | | | | | | | 委託 調査費 | 1,441 | 未払費用 | 60 |
| | | | | | | | 事務 委託費 | 2,543 | | |
| 親会社 | ブラックロ ック・ジャパ ン・ホールディ ングス合同会 社 | 日本 東京都 | 1万円 | 持株会社 | (被所有) 直接 100 | 株式の 保有等 | 通算税効果額 | 53 | その他未払金 | 53 |

(2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

該当事項はありません。

(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

| 種類 | 会社等の 名称又は 氏名 | 所在地 | 資本金又 は出資金 | 事業の 内容又は 職業 | 議決権等 の所有 (被所有) 割合(%) | 関連 当事者 との 関係 | 取引の 内容 | 取引金額 (百万円) | 科目 | 期末残高 (百万円) |
|---------------------|------------------------------|--------------------|--------------|-------------------|-------------------------------|-----------------------|-----------|---------------|------|---------------|
| 同一の 親会社を 持つ会社 | ブラックロ ック・ファンド・ アドバイザーズ | 米国 カリフォル ニア州 | 1,000 米ドル | 投資 顧問業 | なし | 投資顧問 契約の 再委任等 | 受入手数料 | 6,520 | 未収収益 | 1,174 |
| | | | | | | | 委託調査費 | 10 | | |
| | | | | | | | 事務委託費 | 98 | | |

当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

| 種類 | 会社等の 名称又は 氏名 | 所在地 | 資本金又 は出資金 | 事業の 内容又は 職業 | 議決権等 の所有 (被所有) 割合(%) | 関連 当事者 との 関係 | 取引の 内容 | 取引金額 (百万円) | 科目 | 期末残高 (百万円) |
|---------------------|--|--------------------------------|--------------|-------------------|-------------------------------|-----------------------|-----------|---------------|------|---------------|
| 同一の 親会社を 持つ会社 | ブラックロ ック・ファンド・ アドバイザーズ | 米国 カリフォル ニア州 | 1,000 米ドル | 投資 顧問業 | なし | 投資顧問 契約の 再委任等 | 受入手数料 | 10,527 | 未収収益 | 4,864 |
| | | | | | | | 委託調査費 | 13 | | |
| | | | | | | | 事務委託費 | 33 | | |
| 同一の 親会社を 持つ会社 | ブラックロ ック・ファンド・ マネジメント・ カンパニー・エ スエー | ルクセンブ ルク大公国 ルクセンブ ルク市 | 500 千米ドル | 投資 顧問業 | なし | 投資顧問 契約の 再委任等 | 受入手数料 | 1,344 | 未収収益 | 480 |

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
(1) 運用受託報酬については、一般取引条件と同様に決定しております。

- (2) 受入手数料については、一般取引条件と同様に決定しております。
 (3) 委託調査費については、一般取引条件と同様に決定しております。
 (4) 事務委託費については、一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社に関する注記

(1) 親会社情報

ブラックロック・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）
 ブラックロック・サターン・サブコ・エルエルシー（非上場）
 ブラックロック・ファイナンス・インク（非上場）
 ブラックロック・ホールドコ・2・インク（非上場）
 ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク（非上場）
 ブラックロック・インターナショナル・ホールディングス・インク（非上場）
 ピーアール・ジャージー・インターナショナル・ホールディングス・L.P.（非上場）
 ブラックロック・シンガポール・ホールドコ・ピーティーイー・リミテッド（非上場）
 ブラックロック・エイチケー・ホールドコ・リミテッド（非上場）
 ブラックロック・ルクス・フィンコ・エスエーアールエル（非上場）
 ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社（非上場）

(1株当たり情報)

| 項目 | 前事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日) | 当事業年度 (自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日) |
|--------------|---|---|
| 1株当たり純資産額 | 1,490,611 円 39 銭 | 1,644,860 円 81 銭 |
| 1株当たり当期純利益金額 | 454,844 円 60 銭 | 594,210 円 44 銭 |

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| 項目 | 前事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日) | 当事業年度 (自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日) |
|--------------------|---|---|
| 当期純利益 (百万円) | 6,822 | 8,913 |
| 普通株主に帰属しない金額 (百万円) | - | - |
| 普通株式に係る当期純利益 (百万円) | 6,822 | 8,913 |
| 普通株式の期中平均株式数 (株) | 15,000 | 15,000 |

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして金融商品取引業等に関する内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として金融商品取引法施行令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記に掲げるもののほか、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして金融商品取引業等に関する内閣府令で定める行為。

5【その他】

定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

| 変更年月日 | 変更事項 |
|-------------|--|
| 2007年9月18日 | 証券業登録に伴う商号変更(「パークレイズ・グローバル・インベスターズ証券投信投資顧問株式会社」に変更)のため、定款変更を行いました。 |
| 2007年9月30日 | 商号変更(「パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社」に変更)のため、定款変更を行いました。 |
| 2007年9月30日 | 公告の方法を変更するため、定款変更を行いました。 |
| 2007年12月27日 | 事業を営むことの目的を変更するため、定款変更を行いました。 |
| 2008年7月1日 | グループ会社の1つであるパークレイズ・グローバル・インベスターズ・サービス株式会社を吸収合併し、それに伴い資本金の額を変更いたしました。 |
| 2008年7月1日 | 株式取扱規則に関する記述を追加するため、定款変更を行いました。 |
| 2009年6月22日 | 本店所在地変更のため、定款変更を行いました。 |
| 2009年12月2日 | ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 商号変更(「ブラックロック・ジャパン株式会社」に変更)および定款変更を行いました。 |
| 2011年4月1日 | グループ会社であるブラックロック証券株式会社を吸収合併し、それに先立ち定款変更および資本金の額の変更を行いました。 |
| 2013年10月5日 | MGPA Japan LLCより不動産投資関連の事業を譲受し、それに先立ち定款変更を行いました。 |
| 2014年12月1日 | 決算期を3月31日から12月31日に変更するため、定款変更を行いました。 |

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

- ・名称 : 野村信託銀行株式会社
- ・資本金の額 : 50,000百万円（2025年3月末現在）
- ・事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

| 名称 | 資本金の額（百万円） （2025年3月末現在） | 事業の内容 |
|----------|----------------------------|---------------------------------|
| 野村證券株式会社 | 10,000 | 金融商品取引法に基づき、第一種金融商品取引業を営んでおります。 |

(3) 投資顧問会社

- ・名称 : ブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッド
- ・資本金の額 : 94百万英ポンド（円貨換算^{*} 約199億円、2025年12月末現在）
^{*} 英ポンドの円貨換算は、2025年12月末現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1英ポンド＝211.43円）によります。
- ・事業の内容 : 投資運用業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

受託会社として、当ファンドの信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

(2) 販売会社

当ファンドの販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行い、換金に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、換金代金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

(3) 投資顧問会社

当ファンドおよびマザーファンドの投資顧問会社であり、当ファンドおよびマザーファンドに関し、委託会社より運用の指図に関する権限の委託を受けて運用の指図を行っています。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

(3) 投資顧問会社

当社およびブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッドの最終的な親会社は、ブラックロック・インクです。

第3【参考情報】

当計算期間において、ファンドに係る金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は、以下の通り提出されております。

2025年11月21日 有価証券届出書、有価証券報告書

独立監査人の監査報告書

2026年3月2日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 若林 亜希

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているブラックロック・ジャパン株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロック・ジャパン株式会社の2025年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年5月7日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 奈良 将太郎
業務執行社員**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラックロック・ゴールド・メタル・オープンAコースの2025年8月26日から2026年2月24日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロック・ゴールド・メタル・オープンAコースの2026年2月24日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年5月7日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 奈良 将太郎
業務執行社員**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラックロック・ゴールド・メタル・オープンBコースの2025年8月26日から2026年2月24日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロック・ゴールド・メタル・オープンBコースの2026年2月24日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。